

# **過疎地域持続的発展市町村計画**

**【令和3年度～令和7年度】**

**高知県越知町**

## I 基本的な事項

1 越知町の概要 .....	4
2 人口及び産業の推移と動向.....	5
3 越知町の行財政の状況.....	11
4 地域の持続的発展の基本方針.....	14
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	14
7 計画期間.....	14
8 公共施設等総合管理計画との整合 .....	14

## II 実施すべき施策

1 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成 .....	15
(1)現況と問題点 .....	15
(2)その対策 .....	16
(3)計画 .....	18
2 産業の振興 .....	19
(1)現況と問題点 .....	20
(2)その対策 .....	22
(3)計画 .....	24
(4)産業振興促進事項.....	26
(5)公共施設等総合管理計画等との整合 .....	26
3 地域における情報化 .....	26
(1)現況と問題点 .....	26

(2) その対策 .....	27
(3) 計画 .....	27
4 交通施設の整備、交通手段の確保.....	28
(1) 現況と問題点 .....	28
(2) その対策 .....	30
(3) 計画 .....	31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	32
5 生活環境の整備.....	33
(1) 現況と問題点 .....	33
(2) その対策 .....	35
(3) 計画 .....	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	37
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	38
(1) 現況と問題点 .....	38
(2) その対策 .....	41
(3) 計画 .....	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	44
7 医療の確保 .....	45
(1) 現況と問題点 .....	45
(2) その対策 .....	46
8 教育の振興 .....	47
(1) 現況と問題点 .....	47

(2) その対策 .....	48
(3) 計画 .....	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	50
9 集落の整備 .....	51
(1) 現況と問題点 .....	51
(2) その対策 .....	51
(3) 計画 .....	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	52
10 地域文化の振興等 .....	54
(1) 現況と問題点 .....	54
(2) その対策 .....	54
(3) 計画 .....	55
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合 .....	55
11 再生可能エネルギーの利用の促進 .....	55
(1) 現況と問題点 .....	55
(2) その対策 .....	56
12 その他地域の自立促進に関し必要な事項 .....	56
(1) 現況と問題点 .....	56
(2) その対策 .....	56

# I 基本的な事項

## 1 越知町の概要

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、高知市の西方約32kmにあり、高知県のほぼ中央、仁淀川の中流域に位置し、地域特性は山間から中山間地域へ移行する地域である。町域は東西15.2km、南北16.6kmで、西南から東北にかけて長く伸びた形をしており、総面積は111.95km<sup>2</sup>の広さを有している。また、北は仁淀川町、いの町、南は津野町、佐川町、東は日高村に接している。

地形は、町域の大部分を占める山地と中央東部に位置する越知盆地よりなっており、仁淀川町との境界にある1,073mの禿山を頂点にして、800～1,000m級の山岳で構成される西部山地から東部へ向けて全体に傾斜している。

河川は、町域全体の西部から東部への傾斜に沿って、町域中央部を仁淀川が流下しており、市街地付近で仁淀川が大きく湾曲する部分で柳瀬川、坂折川が合流している。この合流部分で本町唯一の盆地が形成されている。

地質は、西南日本外帯の秩父累帯に位置し、横倉山周辺は実に4億年以前の日本で最も古い地層である。

気候は、比較的温暖で年平均気温は17.4°Cで、冬期の積雪は少ないが、年間降水量は3,054mm前後と相当多い。

本町は、明治11年越知村として誕生し、明治33年6月7日町制を敷き、以来高吾北地域の主要地、予土線交流の要衝として発展してきた。

このような経過を経て誕生した越知町は、昭和29年3月20日町村合併促進法に基づいて、隣接の大桐村、横畠村と合体合併、同年4月15日佐川町大字南ノ川、佐之国、峯の一部、同年7月20日長者村大字長者の一部、吾川郡明治村、同年10月10日佐川町山室、昭和33年4月1日佐川町大字柴尾、宮地、浅尾、南片岡を編入して新しい越知町として発足し今日に至っている。

交通は、高松市、高知市、松山市を結ぶいわゆるVルート上に位置し、Vルートを構成する国道33号が町中央を横断しており、高知市まで約32km、松山市まで約92kmの距離にある。

高知市中心部までは自動車で約60分かかっていたが、高知西バイパスの完成によって、約50分となり、時間の短縮が図られた。

公共交通面では鉄道はないものの、隣接JR佐川駅からバスが接続しており、高知市までの交通所要時間は約60分で往来できる。

昭和30年代、40年代の日本の工業を中心とする高度経済成長は、都市部と本町のような農村部との間で所得・生活水準の格差を生み、特に山間部の農林家を中心に離農が進んだ。

その後50年代に入り、経済が安定成長となるに従い、都市離れが始まり、過疎対策とも相まって過疎現象は沈静化しつつあった。しかし、その後の産業構造変化や成長鈍化のため、本町における工場誘致など就業の場の確保は困難となっている。加えて農業・林業の不振は一向に回復のきざしをみせず、一部の大規模経営者を除いては、生産物の不安定な価格に苦しむ経営を余儀なくされ、いまだに第1次産業は減少している。このような状況下にあり、都市部との所得の格差は依然縮まっていない。

### イ 過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の13,252人(国勢調査人口)以降、急激な減少を続け、昭和50年には9,032人まで減少したが、その後鈍化し、昭和55年には9,052人とほぼ横ばい状態となっていた。しかし、

その後再び減少を続け、平成7年には7,000人台となり、平成27年には5,795人と昭和30年の半分以下の人口まで激減した。

年齢別構成では、65歳以上の割合が年々高くなり、平成27年には45.4%と県平均の32.8%を大きく上回った。逆に0歳～14歳までの幼年層の占める割合は、昭和35年には31.5%だったものが、平成27年には1/3以下の8.7%と大きく減少し、15歳～29歳の若年者比率も、昭和35年の19.5%から平成27年は8.5%と半減し、全体として少子高齢化が急速に進行している。

これらの要因は、高度経済成長期にわが国の所得水準や生活水準は飛躍的な向上をみたにもかかわらず、過疎地域では自然的・社会的条件の制約もあり、生活基盤の整備が立ち遅れ、都市部との間に所得水準や生活水準の大きな格差が生じたこと、また、就業機会に乏しく、新規学卒者、Uターンを指向する若者を吸収し得なかつたことが挙げられる。

#### ウ 社会経済的方向の概要

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法(旧過疎法)が、昭和55年には過疎地域振興特別措置法(新過疎法)が、平成2年には過疎地域活性化特別措置法が、また平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、本町はこの法律の適用を受けることになり、それぞれ「過疎地域振興計画」「過疎地域活性化計画」「過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、これに基づき過疎対策を計画的かつ総合的に推進してきた。

さらに、令和3年3月末には平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法(旧法)が期限を迎えたため、令和3年4月に、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定された。したがって、令和3年度から令和7年度については、上述の法に基づき、「過疎地域持続的発展市町村計画」を制定し、過疎対策を計画的かつ総合的に推進していく。

## 2 人口及び産業の推移と動向

#### ア 人口の推移と動向

本町の人口の推移は表1-1(1)のように、昭和35年に11,884人あった人口が、昭和55年には昭和50年に比べやや増加したが、その後は減り続けて、平成27年には5,795人と昭和35年に比べ△6,089人(△51.2%)と大幅に減少した。高齢者比率は昭和35年の9.6%から平成27年には35.8ポイントも増え45.4%となり高齢化が急速に進行している。

死亡が出生を上回る人口自然減少の傾向が昭和60年以来続いており、人口回復の条件が非常に厳しい状況にある。

0～14歳までの人口は、若年層の転出や少子化及び晩婚傾向により、昭和35年の3,746人から平成27年には506人となり、3,240人(86.5%)も減少した。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和60年以降、実数および比率ともに減少しており、そのうち15～29歳の若年者人口についても減少傾向にある。

一方で、65歳以上の高齢者人口は、実数および比率とも増加しており、その比率は平成27年には45.4%となり高知県平均の32.8%を大きく上回り、高齢化が急速に進行している。

42ページの表5-2の令和2年3月31日現在の地区別高齢者人口比率は、越知、東北地区は40%前半、横畠地区は50%台となり、明治、野老山、大桐地区では60%台、南国地区では81.6%と、平成27年と比べ各地区とも高齢化の進行が著しい。

今後の人口は、自然減の影響が大きく減少傾向を止められないと思われるが、基幹産業の振興や移住・定住施策の展開、整備など、町内全域の均衡ある発展を図ることによって過疎化を抑制する。同時に

多くの人々が集まるまちづくりを通じて人口の定住化を促進し、人口減少を抑制とともに交流人口の増加による活性化を図る。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 11,884	人 10,624	% △10.6	人 9,611	% △9.5	人 9,032	% △6.0	人 9,052	% +0.2	
0歳～14歳	3,746	2,880	△23.1	2,256	△21.7	1,878	△16.8	1,663	△11.4	
15歳～64歳	6,998	6,420	△8.3	5,881	△8.4	5,626	△4.3	5,808	+3.2	
うち 15歳～ 29歳(a)	2,323	1,861	△19.9	1,605	△13.8	1,477	△8.0	1,490	+0.9	
65歳以上(b)	1,140	1,324	+16.1	1,474	+11.3	1,528	+3.7	1,581	+3.5	
(a)/総数 若年者比率	% 19.5	% 17.5	—	% 16.7	—	% 16.4	—	% 16.5	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 9.6	% 12.5	—	% 15.3	—	% 16.9	—	% 17.5	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 8,754	% △3.3	人 8,234	% △5.9	人 7,803	% △5.2	人 7,411	% △5.0	人 6,952	% △6.3
0歳～14歳	1,520	△8.6	1,270	△16.4	1,053	△17.1	828	△21.4	700	△15.5
15歳～64歳	5,517	△5.0	5,051	△8.4	4,468	△11.5	4,037	△9.6	3,597	△11.2
うち 15歳～ 29歳(a)	1,211	△18.7	1,082	△10.7	970	△10.4	941	△3.0	758	△19.8
65歳以上(b)	1,717	+8.6	1,913	+11.4	2,282	+19.3	2,546	+11.6	2,655	+4.3
(a)/総数 若年者比率	% 13.8	—	% 13.1	—	% 12.4	—	% 12.7	—	% 10.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 19.6	—	% 23.2	—	% 29.2	—	% 34.4	—	% 38.2	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,374	% △8.3	人 5,795	% △9.1
0歳～14歳	603	△13.9	506	△16.1
15歳～64歳	3,128	△13.0	2,659	△15.0
うち 15歳～ 29歳(a)	577	△23.9	493	△14.6
65歳以上(b)	2,643	△0.5	2,630	△0.5
(a)/総数 若年者比率	% 9.1	—	% 8.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 41.5	—	% 45.4	—

表1-1(2)人口の推移(住民基本台帳)

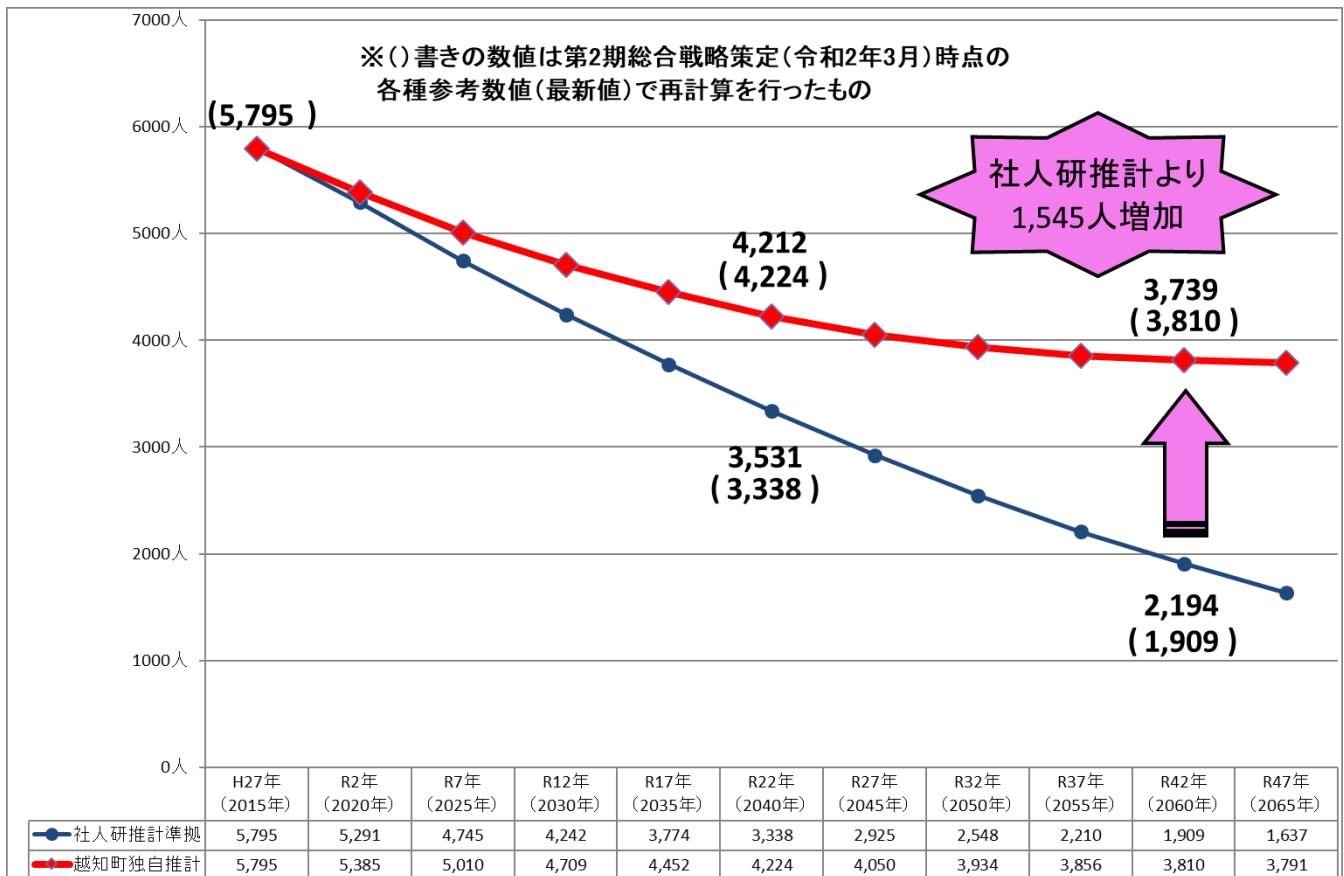
区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 7,658	% —	人 7,198	% —	% △6.0	人 6,662	% —	% △7.4
男	3,552	46.4	3,356	46.6	△5.5	3,117	46.8	△7.1
女	4,106	53.6	3,842	53.4	△6.4	3,545	53.2	△7.7

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 6,030	% —	% △9.5	人 5,466	% —	% △9.4
男	2,808	46.6	△9.9	2,549	46.6	△9.2
女	3,222	53.4	△9.1	2,917	53.4	△9.5

高齢者、若年者の割合(住民基本台帳)(各年3月31日現在)

年	人口 人	高齢者(65歳以上)		若年者(15歳~29歳)	
		実数人	割合%	実数人	割合%
平成元年	8, 677	1, 852	21. 34	1, 236	14. 24
2年	8, 601	1, 914	22. 25	1, 190	13. 84
3年	8, 453	1, 971	23. 32	1, 194	14. 13
4年	8, 363	2, 039	24. 38	1, 160	13. 87
5年	8, 285	2, 107	25. 43	1, 164	14. 05
6年	8, 196	2, 188	26. 70	1, 119	13. 65
7年	8, 134	2, 271	27. 92	1, 127	13. 86
8年	8, 052	2, 311	28. 70	1, 119	13. 90
9年	7, 933	2, 348	29. 60	1, 114	14. 04
10年	7, 799	2, 407	30. 81	1, 078	13. 82
11年	7, 738	2, 463	31. 83	1, 076	13. 91
12年	7, 658	2, 495	32. 58	1, 082	14. 13
13年	7, 544	2, 537	33. 63	1, 047	13. 88
14年	7, 474	2, 557	34. 21	1, 020	13. 65
15年	7, 421	2, 600	35. 04	980	13. 21
16年	7, 313	2, 593	35. 46	961	13. 14
17年	7, 198	2, 611	36. 27	920	12. 78
18年	7, 105	2, 616	36. 82	879	12. 37
19年	7, 013	2, 645	37. 72	833	11. 88
20年	6, 909	2, 629	38. 05	812	11. 75
21年	6, 801	2, 663	39. 16	818	12. 03
22年	6, 662	2, 661	39. 94	746	11. 20
23年	6, 496	2, 596	40. 00	698	10. 75
24年	6, 390	2, 609	40. 83	652	10. 20
25年	6, 286	2, 631	41. 85	621	9. 88
26年	6, 151	2, 650	43. 08	581	9. 45
27年	6, 030	2, 636	43. 71	583	9. 67
28年	5, 962	2, 617	43. 89	588	9. 86
29年	5, 858	2, 587	44. 16	568	9. 70
30年	5, 714	2, 574	45. 05	537	9. 40
令和元年	5, 605	2, 554	45. 57	520	9. 28
2年	5, 466	2, 500	45. 74	494	9. 04

## 人口ビジョン(第2期越知町まち・ひと・しごと創生総合戦略より)



### イ 産業の推移と動向

産業別に就業者数の推移をみると表1—1(3)のように、昭和45年頃までは第1次産業就業者が半数近くを占めていたが、昭和45年から昭和50年にかけて大きな転換をみた。即ち、第1次産業就業者の大幅減少と第2次産業就業者及び第3次産業従事者の増加である。

第2次産業就業者の増加は、そのほとんどが建設業であったが、公共事業の予算削減に伴い近年は減少傾向にある。第3次産業就業者は、昭和35年以来その割合は上昇しており、近年は総数の半分以上を占める割合となっている。

このような状況の中で平成27年の産業別就業者比率は、第1次産業14.2%、第2次産業23.2%、第3次産業62.5%となっている。

本町就業者の従業地については、昭和35年当時は町内従事が94.5%と非常に高い割合であったが、その後徐々に町外従業が増加し、昭和55年以降60%台で推移している。

産業別人口比率の推移(国勢調査)

表1-1(3)産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 5,827	人 5,316	% △8.8	人 5,128	% △3.5	人 4,560	% △11.1	人 4,754	% +4.1	
第1次産業 就業人口比率	% 63.3	% 53.4	—	% 46.5	—	% 32.7	—	% 23.5	—	
第2次産業 就業人口比率	% 11.9	% 17.8	—	% 20.7	—	% 27.5	—	% 35.0	—	
第3次産業 就業人口比率	% 24.8	% 28.8	—	% 32.8	—	% 39.7	—	% 41.5	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 4,372	% △7.9	人 4,161	% △4.8	人 3,909	% △6.1	人 3,576	% △8.5	人 3,119	% △12.7
第1次産業 就業人口比率	% 24.9	—	% 19.6	—	% 17.6	—	% 15.9	—	% 16.0	—
第2次産業 就業人口比率	% 33.2	—	% 35.7	—	% 35.0	—	% 32.3	—	% 27.7	—
第3次産業 就業人口比率	% 41.9	—	% 44.7	—	% 47.4	—	% 51.8	—	% 56.3	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,810	% △9.9	人 2,622	% △6.7
第1次産業 就業人口比率	% 17.1	—	% 14.2	—
第2次産業 就業人口比率	% 23.4	—	% 23.2	—
第3次産業 就業人口比率	% 59.6	—	% 62.5	—

### 3 越知町の行財政の状況

#### ア 行政の状況

新しいまちづくりの将来像の下に、住民の要望を実現し、住民だれもが本町を誇りに思い、幸せを感じ、「住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と願うまちづくりを進めるために、行政は総合的かつ合理的運営を強化し、創造力を培い、熱意をもってまちづくりに取り組んでいかなければならない。

地方自治・分権の時代を迎え、今後の自治体行政には行政サービスの高度化に伴う専門的能力、新たな課題に積極的に取り組む気概や創造力、さまざまな状況に適切に対応できる柔軟性がこれまで以上に求められる。そのために、行政機構上の適正化と行政運営上の創意工夫を常に行い、事務の合理化に努めており、研修などを通じて職員の資質の向上を図っている。

行政運営では、行政需要の増大する中で行政水準を維持し、向上させるために最小の経費で最大の効果をあげなければならない。そのために、これまで取り組んできた行政改革や適正な定員管理、事務の合理化等を今後も継続して実施していかなければならない。

また、効果的な行政運営を行うために高吾北広域町村事務組合で、し尿処理、ごみ処理、消防、火葬場、老人ホーム、知的障害者更生施設等の業務を広域行政で行っており、今後一層連携を密にした取り組みを図る。

#### イ 財政の状況

本町の基幹産業は農業であるが、経営規模は零細で、第2次、第3次産業においても、企業の経営規模は小さく、税収はあまり期待できない状況である。

令和元年度決算を見ると、歳入総額47億6,242万円に地方税の占める割合は9.8%しかなく、逆に地方交付税は47.3%と歳入の大きな割合を占めており、年々増加傾向となっている。

ピーク時には66億円を超える地方債残高を抱えていたが、新規地方債発行の抑制と繰上償還等によりその額は減少していた。しかしながら、近年大規模な投資的事業が続いたことにより、平成22年度には45億円を切っていた地方債残高は、この10年(令和元年度末)で63億を超えている。それに伴い、公債費は本町の財政を圧迫しており、平成30年度より3年連続で、基金の取り崩しが必要となった。このような財政状況であるため、財源の積極的確保、行政改革や事務の合理化を図りつつ、計画的な財政運営の推進や経常経費の節減、合理化を行うことは当然のこととして、将来負担の軽減を図るため、起債対象事業の絞込み及びスクラップアンドビルドを徹底することにより、地方債を最大限効率的に活用できるよう努め、地方債残高を縮減する必要がある。

また、今後も、少子高齢化対策推進等大きな課題があり、生活基盤・生活環境の整備、産業の振興、移住・定住対策等、本町の活性化のために費用対効果の検討による事業の選択を慎重に行い重点的、効果的な投資を行う必要がある。

表1-2(1)越知町財政の状況

(単位:千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,957,687	4,221,171	4,640,362	5,709,859	5,023,945	4,762,420
一般財源	3,435,213	2,894,433	2,929,809	2,791,454	3,179,151	3,508,302
国庫支出金	152,128	300,574	328,738	1,073,929	578,850	336,375
都道府県支出金	442,758	282,626	373,634	354,255	331,383	438,355
地方債	582,100	464,000	745,030	1,115,536	717,049	408,100
うち過疎債	366,400	151,200	388,700	309,000	497,500	252,300
その他	344,488	279,538	263,151	374,685	217,512	71,288
歳出総額 B	4,853,742	4,074,923	4,438,297	5,587,708	4,819,088	4,755,309
義務的経費	1,976,938	1,793,101	1,650,614	1,634,480	1,651,715	1,779,439
投資的経費	1,332,988	816,440	1,080,319	2,097,149	1,195,971	662,592
うち普通建設事業	1,256,653	437,848	1,073,438	2,091,508	1,122,841	577,597
その他	1,543,816	1,465,382	1,707,364	1,856,079	1,971,402	2,313,278
過疎対策事業費	580,962	204,048	546,782	1,060,634	634,995	446,658
歳入歳出差引額 C(A-B)	103,945	146,248	202,065	122,151	204,857	7,111
翌年度へ繰越すべき財源 D	59,994	43,156	71,322	22,092	104,633	5,826
実質収支 C-D	43,951	103,092	130,743	100,059	100,224	1,285
財政力指数	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.21
公債費負担比率	26.7	24.6	18.0	16.5	16.9	21.2
実質公債費比率	—	—	11.7	6.9	6.1	7.7
起債制限比率	7.9	8.2	—	—	—	—
経常収支比率	84.2	95.1	84.6	89.1	87.4	96.9
将来負担比率	—	—	32.5	0.3	30.1	44.2
地方債現在高	6,388,414	5,459,805	4,489,564	5,430,725	6,266,166	6,344,754

(注)上記区分については、地方財政状況調(自治省財政局財務調査課)の記載要領に基づくものである。

## ウ 公共施設の整備状況

主要公共施設等の整備状況は表1—2(2)のとおりとなっている。

道路等について、集落間を結ぶ町道は補完済みであるが、町道全路線における改良率は48.4%とまだまだ低調である。また、近年、住民の高齢化が顕著となり、転落・脱輪事故等の増加が懸念されることから、防護柵や待避所の設置、側溝への蓋掛けなどの安全対策を重視した整備を進めている。

主要な町道の舗装はほぼ完了しているが、町道全路線の舗装率は90.5%である。ただし、町道をはじめとする道路等は、舗装の老朽化により、補修が必要な箇所が増加傾向にある。

農道、林道は、地域からの声に耳を傾けつつ、受益効果の高い箇所から重点的に整備している。また、必要に応じて、作業道の開設にも注力する必要がある。

上水道は昭和60年度に水源地と配水タンクの新設を行い、市街地の水道については十分対応できる状態となっている。簡易水道、その他の給水施設は今後も重点的に整備を行い、特に中山間地における水道未普及地域の解消に努め、住み慣れた地域で安心して生活できるよう生活用水の確保に努める。

下水道は、越知市街地(女川地区を含む)の83haが下水道整備区域となっており、整備率は、99.6%であるが、水洗化率(加入率)の向上を図ることが課題となっている。

学校教育等関連施設は、保育園1園、幼稚園1園、小学校1校、中学校1校、施設・設備ともにほぼ整備され、耐震化対策も行われたが、今後は非構造部材の点検・対策や施設の老朽化に伴う修繕が必要となる。また過疎高齢化が進む中、閉校施設の有効活用も課題の一つとなっている。

社会教育及び文化施設は、昭和56年度に町民総合運動場、昭和57年度に町民会館、平成6年度に屋内多目的運動広場、平成9年度には横倉山自然の森博物館を建設し、住民の体力づくりを始め、文化施設として成果をあげている。これらの施設においても学校教育等関連施設同様に、非構造部材の点検及び対策や施設の老朽化に伴う修繕が必要となるほか、社会ニーズに沿った事業の見直しや、施設の用途変更・改修について検討を行う必要が生じてきている。

表1—2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和元 年度末
町道							
延長(m)	—	—	—	—	221,566	235,168	237,895
改良率(%)	0.0	0.3	30.3	38.0	43.6	45.7	48.4
舗装率(%)	0.1	24.9	82.3	87.5	86.6	90.1	90.5
農道							
延長(m)	—	—	—	—	60,525	50,453	52,328
林道							
延長(m)	—	—	—	—	39,005	40,379	40,632
水道普及率(%)	62.9	77.1	81.1	86.5	81.4	82.6	87.9
水洗化率(%)				41.8	50.8	54.5	59.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	20.5	27.3	31.8	35.9	39.3	41.5	36.6

## 4 地域の持続的発展の基本方針

これまで定住基盤の整備、本町の特性を活かした産業の振興、生活の安定・向上などを柱として、健康で明るく住みよい豊かなまちづくりを進めてきた。その結果、昭和30年代、40年代を通じて大きく進行した過疎化に一定の歯止めをかけるとともに、生活・生産基盤の整備、産業の振興、健康づくり、教育・文化の振興、福祉の充実など、住民の生活の向上・安定のうえで一定の前進をみた。

しかし、このような効果をあげてきた反面、多くの面積を占める中山間地域では、なお過疎化が続いている、加えて高齢化と農林業の後継者・労働力不足の問題が深刻化してきている。

本町の主要産業である農業では、山地が多く平地が少ないという土地の制約により、その条件を生かした農業のあり方、加工・販売などの面でまだ十分な成果をあげているとはいえない。商業においても、道路・駐車場など市街地整備の関連もあり、全体に伸び悩んでいる。

過疎地域の持続的発展において、発展のための諸施策との調和を図りつつ、道路交通網の整備を軸にした定住基盤の整備、上下水道などの生活環境の整備、まちの特性を活かした産業の振興を図るとともに、健康・福祉のまちづくり、人づくり・人権尊重のまちづくり等を推進することが必要である。

令和3年度に策定した第6次越知町総合振興計画における本町の将来像の5本柱、〈人々の生活を支え、安心・安全で暮らしやすいまち(共に暮らす)〉、〈まちを元気にし、雇用の広がる産業が躍動するまち(共に関わる)〉、〈人・地域がつながり、絆で未来へつむぐまち(共に助けあう)〉、〈地域の自然や文化を生かし、自ら学ぶまち(共に育む)〉、〈健やかに、いつまでも元気に暮らせるまち(共に生きる)〉を目指し取り組んでいく。

## 5 地域の持続的発展のための基本目標

本町の人口については、住民基本台帳では令和3年3月31日時点で5,330人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま社会減や自然減が続けば、令和7年には4,745人まで減少すると予測されている。そこで、本町は令和7年の目標人口を5,000人、移住者数の目標人口を令和7年までに累計170人と設定する。また、定住の促進や子育て支援の充実などの取り組みを行い、本町ならではの魅力や特性を生かし、住み続けたいと思えるまちづくりを進め、人口減少、特に社会減のスピードを緩やかにするとともに、特に若い世代の転入増加による生産年齢人口比率の向上を図る取り組みを行っていく。

## 6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、議会へ報告して、確認を行う。

## 7 計画期間

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## 8 公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設等総合的な管理に関する基本的な方針は、〈本町の施策に関わる公共施設等であるため、今後の維持管理及び運営方法を検討の上、必要に応じて、大規模修繕等を行う。〉、〈公共施設等の現状を把握し、適切な維持管理を継続して行う。〉、〈既存の計画を基に、公共施設等の維持管理や更新等を行う。〉、〈老朽化が著しい及び利用頻度の低い施設は、複合化・集約化・除却等を検討する。〉の4つの基本方針としている。

本計画に記載された全ての公共施設等の整備について、上述した本町の公共施設等総合管理計画の基本的な方針に適合しており、公共施設等総合管理計画における考え方との整合性のある実施を行う。

## II 実施すべき施策

### 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

「住んでよかったです、これからもずっと住み続けたいと思えるまちづくり」を目指すために、本町の魅力である清流仁淀川や山々の豊かな自然環境を活かし、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を行う。ただし、人口の増加だけを目標においていた移住・定住支援を行っていくものではなく、移住者と地域住民が共に暮らし、助け合いながら本町の未来を担っていく「越知の未来を担う人づくり」を視野に含め、住民の移住者受入れはもちろん、新たな地域づくりの主役となる人材の発掘にも力を入れていくなど、「第6次越知町総合振興計画」および「第2期越知町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、移住による地域の活性化や集落機能維持を維持に資する対策に取り組む。

#### (1) 現況と問題点

##### ア 移住・定住の促進

本町の人口は、平成2年(1990年)から平成27年(2015年)の25年間で約2,400人の減少となっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、令和27年(2045年)には2,925人となり、現在の人口5,191人(令和2年10月1日国勢調査人口速報集計)から2,266人(43.6%減)が減少するなど、ますます過疎化の進行が推測されている。このような人口減少が続く局面に際し危機感を持ち、持続可能な地域社会を構築することを目指し、人口減少のスピードを緩やかにしていく取り組みが必要である。

移住に関する窓口では、移住相談支援員を2名配置し、関係各課とも連携を図りながら、移住相談希望者への相談業務を行っており、また、移住前と移住後のミスマッチを防止するため、本町での暮らしを実体験できるように、市街地と山間地域に2棟のお試し住宅を整備するなど、相談支援体制の充実を図ってきた。

現在、本町のホームページに移住専用ページ(おち着くライフ)を作成し、その他、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSにて、本町の魅力や移住支援に関する様々な情報を発信しPRに努めている。

これまでに、東京・大阪で開催される移住相談会や県内外からのメールなどを通じて、本町への移住等の問い合わせが寄せられる中で、移住希望者が移住を検討する段階において、本町の空き家バンクの登録物件はあるものの何らかの改修を要する物件がほとんどであり、すぐに住むことができないことが問題となり、空き家が必ずしも有効的な材料となり得ていないのが現状である。

移住・定住の施策を進めるうえで重要なのは、「住まいと仕事」であり、「住まい」に関しては、前述した空き家バンク登録制度による、空き家物件の紹介に併せて行う「空き家改修補助金」や「木造住宅耐震リフォーム補助金」、「住宅リフォーム補助金」、また、社会資源である民間賃貸住宅を活用し、入居した際の「民間賃貸住宅家賃補助」など財政面での支援を実施している。一方で、「仕事」については、本町のホームページにある移住専用ページにおいて、お仕事情報を掲載し求人情報の閲覧ができるようになっているが、実際のところ、町内の基幹産業である農業に関し、労働力不足の声が聞こえてきており、さらに、土木関連、医療・介護施設等の現場においても、同様の声があるなど仕事需要は少なからず存在するが、その職種は限られたものであり、移住希望者の要望に沿うものが少なく、課題が残っている状況である。

また、本町では地域おこし協力隊の導入を進めており、令和3年4月1日時点で7人が活動中であり、19人が任期終了又は退任し、そのうち11人が町内で定住している。地域おこし協力隊が定住・定着する

ための起業や住まいについて、より一層のサポート体制を充実させる必要がある。

加えて、地域おこし協力隊の導入を進めていくうえで、募集をしていても応募や問い合わせが少ない状況が続いているため、受入体制と併せて、都市部の人材に効果的に魅力を伝える手段が必要である。

#### イ 地域間交流の促進

本町の山間集落では、盆踊りや地区運動会を開催している地域もあるが、高齢化が進み地域イベントの継続が困難になりつつある。そういった状況の中、横畠西部地区では、地域運営団体が「集落活動センター」(地域の支え合いや活性化の拠点)で、イベントの実施だけでなく、喫茶や宿泊業等を運営し、地域間の交流に取り組んでいる。

また、関係人口の掘り起こしと確保に対する取り組みでは、平成28年度から本町出身者やゆかりのある人を対象に「30歳の成人式」を開催し、町内外の同世代の交流とネットワークづくりを行っている。しかし、ふるさと納税の寄附者や越知町イメージキャラクター「よコジロー」のファンなどに対して、来町を促すなどの関係人口の確保につながる取り組みが弱く、こういった方との関係性を深化させることが課題である。

#### ウ 人材育成

本町の住民に対する人材育成として、大人の社会塾である熱中小学校のプロジェクトの高知県版「越知ぜよ！熱中塾」を平成30年度から開校し、講師には一流の経営者や研究者を迎え、住民に刺激を与え、学びを求める住民が新たな取り組みを始めたり、住民などの生徒同士がつながることを目的として、令和2年度まで実施してきたが、令和3年度からの財源確保ができず、やむを得ず休校状態となっている。そのため、現状として、住民の人材育成のための取り組みが不十分な状態である。したがって、産業、地域の担い手となる人材の育成や確保のために、新たな人材育成の取り組みが必要となる。

また、高齢化が進む山間集落において、その地域づくりの担い手となる人材が不足しており、現状維持を続けることさえ難しくなってきており。そんな中、地域づくりの担い手として、集落支援員制度を活用し、地域住民同士の話し合いの促進を行い、地域ぐるみで活動が継続できる体制づくりを行っている。さらに、地域おこし協力隊等の外部人材に活動を行ってもらうことにより住民全体の機運を醸成している。しかし、まだまだ地域づくりに対する住民の参画意識が低いことが課題である。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住の促進

移住時における住まいの課題は、潜在的需要から言っても充足されているとは言い難く、移住者のニーズとして閑静な場所での戸建て住宅を希望する者が多く、空き家を望む傾向にあるため、良質な空き家の確保に務めていく。また、移住希望者や定住者をより確実に捉るために、中間管理物件や公営住宅などの「すぐに住める家」の整備を推進していく。

一方で、町内の仕事情報は産業課など関係各所と連携し、引き続きハローワークの求人情報及び掲載されない情報を本町の移住HPで紹介していく。

加えて、国道33号高知西バイパスの供用開始に伴い、高知市内への通勤圏内にある移住先としてもアピールしていくことで、移住希望者の仕事に対する選択肢の広がりをイメージさせる。

その他にも、移住に関する相談は、互いの顔を見ながらの面談が有効な手段であり、県が主催する東京・大阪での移住相談会やJOINの移住・交流&地域おこしフェアなど積極的に参加し、移住希望者からの相談に対応する。

また、地域おこし協力隊の定住・定着のため、関係団体と連携したサポート体制の強化を図り、地域おこし協力隊のなり手となる人材の掘り起こしについて、都市部での移住相談会やホームページ、SNSを活用

したPRを継続して実施する。

#### イ 地域間交流の促進

本町の山間集落において、横畠西部地区で「集落活動センター」を活用した地域間交流の取り組みが継続できるよう支援する。また、このような取り組みが他の地域にも波及するよう進める。

さらに、関係人口の掘り起こしと確保に対する取り組みに関しては、町外在住の本町出身者の方やゆかりのある方に対して、「関わりしろ」を提示することで、本町へのさらなる支援や来町を促す等の取り組みを行う。

#### ウ 人材育成

地域づくりの担い手となる次世代のリーダーやマネジメント人材を発掘するとともに、それぞれの住民が主体的に参画する体制づくりを進めることにより、地域ぐるみの活動ができるよう支援する。

また、過疎地域の抱える課題に向き合うことの意義や、地域資源を活用したなりわいづくり等の魅力を発信し、地域おこし協力隊などの外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を拡充するなど、地域への定住・定着の支援だけでなく、地域活動の担い手育成を行う。

(3)計画

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
1 移 住 ・ 定 住 ・ 地 域 間 の 交 流 の 促 進 、 人 材 育 成	(1)移住・定住  (4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>中間管理住宅建設 空き家を家主から賃貸、改修を行ったうえ中間管理物件とすることで移住者にとって「すぐに住める家」を確保し移住促進につなげる。2棟</p> <p>移住支援促進事業 移住相談会への参加や移住相談支援員の雇用など本町が行う各移住支援事業</p> <p>民間賃貸住宅家賃補助 転入した者が民間の賃貸住居に入居した際の引越し費用や賃貸費用の一部を補助することで移住者の財政的な支援を行うことで移住の促進を図る</p> <p>住宅リフォーム補助 移住・定住を目的として所有者が行う住宅リフォーム工事に対し補助を行うことで定住人口の維持を図る</p> <p>木造住宅耐震リフォーム補助 移住・定住を目的として所有者が耐震工事と併せて行うリフォーム工事に対し補助を行うことで定住人口の維持を図る</p> <p>空き家改修補助 空き家バンクに登録されてる空き家を購入もしくは賃貸した場合にその空き家を改修をする費用の一部を補助することで移住・定住の促進につなげる</p>	町 町 町 町 町 町 町	

## 2 産業の振興

### 産業の振興の方針

本町の経済基盤は、農林業が主体であり、農林道等の生産基盤の整備を中心に推進してきた。また、適地作物の模索、基幹作物としての、露地野菜や永年作物の育成に努め、低温貯蔵庫、加工施設、共同出荷施設等の整備をしてきた。しかし、まだまだ零細経営農家が多く、土地の交換分合、経営規模拡大、新作目の研究等が望まれ、生産基盤についても地域の実情に即した整備が必要である。

農業は、地域の立地条件に合った付加価値の高い作目の選定や契約栽培、集約的農業の導入を進め、農家の労働条件を改善しつつ、意欲を持った先進的な農業者を育成するとともに、生産者の組織化並びに集落営農組織の整備等を推進してきた。今後も高齢者でも手がけやすい農作物の推進など、より一層の行政支援の充実に努める。

農産物の販売は、生産と販売が連携した農産物生産・販売戦略を立て、計画的栽培と集荷、販売のシステム化を図る。系統出荷に載らない農産物については地域資源として活用し、6次産業化を図るなど付加価値を付け直販への出荷やインターネット販売など多様な販売手法の導入を図る。

林業は依然不振で、この間、間伐、枝打ちなどによる良質材の育成に努めてきたがその成果はまだまだである。また、作業道の充実を図ることが重要であり、所有者の理解を得ながら、さらに整備を進めることが必要である。県産材については、地域での需要拡大に努めていく。

商工業は、商工会の育成、街路灯の設置、公共駐車場の設置などをを行い商業の振興を図っている。工業では、平成元年度に、生糸農協跡地に300人の事業所となる無公害企業の誘致に成功したことにより、住民の就業の場の確保という点はもとより、全町的な産業の活性化という点でも大きな意義があった。しかし、既存企業や商工業者とも零細経営が多いため、経営者自らの経営改善、合理化を進める努力が必要である。

町外からの企業誘致は、雇用面での貢献度は極めて大きく、若者定住施策や商工業活性化施策とも密接に関係している。また、過疎化の歯止め策としても効果が大きく、即効性が高いことから、用地問題を克服しつつ、本町独自の立地支援制度の研究を進めるなど、その実現に努める。

観光については、「アウトドアなまちにするぜよ！宣言」に基づき、浅尾沈下橋、横倉山、宮の前公園のコスモス、大樽の滝などの自然的な資源と、スノーピークを中心としたキャンプ場や横倉山自然の森博物館、観光拠点施設スノーピークかわの駅おち、観光物産館おち駅を活用して、町外からの交流人口の受け入れを推進し、その経済的波及効果が町内全域に及ぶような仕組みを検討する。

高知県産業振興計画の地域アクションプランの一つである「観光物産館おち駅」は、平成22年4月のオープン以来、年々物販の売り上げを伸ばしている。平成27年2月からふるさと寄附金返礼品の発送を開始したことも売り上げ増に大きく影響しており、今後更に地産外商の強化を図る。また、観光振興の体制強化を図り、絶え間ない観光案内、観光情報の発信を行う。

プロ野球独立リーグ四国アイランドリーグplusに所属する高知ファイティングドッグスのホームタウンでの活動は、令和3年4月で10年目を迎え、地域イベント等への参加や小学校の体育の授業支援等、様々な形で地域活性化を図っており、本町と球団の連携した地域活性化の取り組みを継続していくとともに、各種メディアを通じた本町の観光PRや町外からの交流人口の拡大を図っていく。

今後、ますますの過疎・高齢化が懸念される本町だが、高知県産業振興計画に基づき、地域の活性化に努め、産業の振興につなげていきたい。

## (1) 現況と問題点

### ア 農業

令和2年の農家戸数は329戸で、そのうち販売農家は150戸となっており、農家戸数の減少は、本町の人口の減少率を上回る勢いで進行している。

経営耕地総面積は、170haと本町総面積のわずか2%で、1戸当たりの経営規模も非常に零細であり、耕地面積1ha未満の農家が61.8%を占めている。また、農用地の立地についても、そのほとんどが周辺の山腹に散在する小規模で傾斜のある農用地であるほか、平坦地の農地も小区画、不整形のうえ、水害常襲地帯に位置し、作付け作物が限定されている。

農作物の品目別の生産状況としては、生姜、ピーマンなどの露地野菜の栽培を中心とした農業生産が展開されてきたが、多くの品目を生産しているため、産地化は進んでいない状況である。薬用作物栽培は、生産農家の高齢化等により契約面積が減少しており、新規栽培者の開拓や契約農家の面積拡大による栽培面積は確保する必要がある。食用山椒についても販売形態の多様化等による有利販売努力が必要である。

本町の農業は、基盤整備の遅れや有害鳥獣による農作物の被害など、地理的悪条件により農業離れが進んでいる。そのため地域の立地条件に合った有利作目の選定と集約的農業の導入を進め、農業者の労働条件を改善しつつ、意欲を持った先導的な農業者の育成をするとともに、生産者の組織化並びに集落営農組織の整備等を推進することが必要である。

農産物の販売については、販売と生産が連携した農産物販売・生産戦略を立て、計画的栽培と集荷、販売を体系化することが必要である。さらに、新規販売ルートの確保として、アンテナショップや情報ネットワークを活用した販売形態への移行についても研究、実践することが必要である。

さらに、近年の農村を取り巻く環境の中で、農村の持つ自然的な景観や農地の多面的機能に対する期待の中で、これらの維持活用に配慮し、都市住民との交流を意識した農村づくりが必要となってきている。

### イ 林業

林業従事者は、平成17年35人から平成27年14人へと急速に減少しており、本町の人口の減少率を上回る勢いで進行している。原因としては、木材価格の下落等による林業採算性の悪化等が考えられ、後継者・労働力不足の問題が深刻化してきている。

本町の森林面積は9,345haで、町の総面積の84%を占め、ほとんどが民有林となっている。人工林は6,117haで森林面積の65%に達している。人工林の樹種別の内訳で見ると杉40.9%、檜54.8%の割合である。人工林のほとんどは、戦後に植樹されたもので、9歳級以上の林分は、5,802ha(94.8%)を占めており、今後これらの森林の有する多面的機能を活用するとともに、地域林業の育成整備に対応できる森林として整備していくことが重要な課題となっている。

### ウ 商工業

本町の商業は、過疎化や町外の買い物客の減少等により全体に衰退傾向になっており、主な要因としては近隣町村への大型量販店の出店、道路や駐車場などの整備の遅れ、消費者のニーズの多様化、車社会による消費圏の拡大等が考えられる。

工業においては、平成元年に誘致した企業が比較的大口の就業の場として機能しているが、その他の地域の就労の場としては、零細な土木建設業がほとんどであり、景気の動向に左右される脆弱な体质のままである。

平成29年度には空き店舗を活用し、チャレンジショップや交流拠点、地域おこし協力隊の活動拠点として改修した。チャレンジショップは、令和2年8月から和紙のアクセサリーや雑貨を製作・販売する事業者が

出店している。今後もチャレンジショップを活用してもらい、商店街の後継者の育成など活力ある商店街を形成していく必要がある。

#### エ 企業の誘致

本町には誘致企業の四国部品(株)に代表される町外資本による企業がいくつかあり、雇用面での貢献度は極めて大きいが、近年の景気低迷により経営状況は厳しいものとなっている。若者定住施策や商業活性化施策とも密接に関連するこの課題は、景気の回復が大前提であり、誘致の根幹である用地確保という難問も抱えているが、過疎化の歯止め策としては最も効果が大きく即効性も高いことから、誘致活動を継続していく。

#### オ 起業の促進

長引く不況の中、地域間競争は激化し、地域が生き残るために新たな雇用を創出する必要があり、地域資源を活用した創造的な新分野への進出を図る起業家の育成が課題となっている。

近年は、地域おこし協力隊が任期終了後に、飲食店やゲストハウスなどで、起業するケースも増えてきているが、より一層起業を促進するためには、研究開発から事業化までの技術面、資金面、経営面に対して総合的な支援が必要である。このため国・県等は起業への支援策など制度的な条件整備を整えているが、人材育成のための環境整備が十分と言えず、本町では起業の実例は数少ない状況である。起業支援の優遇制度の活用はもとより、起業する人材を育成するための取り組みや支援、立地環境の整備を図ることにより積極的に起業を促進する必要がある。

#### カ 観光・レクリエーション

横倉山、大樽の滝、仁淀川などの自然景観やトレッキングなどの来訪者は、道路、駐車場、遊歩道の整備、また公衆トイレ等の施設整備により年々増加している。宮の前公園で10月に開催するコスモスマつりは、シーズン6万人を超える人々が訪れ、本町の一大観光イベントとして定着している。

平成22年4月に開館した観光物産館おち駅は、地域住民に多く利用され、住民同士の交流の場として定着しているが、場所が分かりにくいことや駐車場が狭いなど、観光客誘致のための課題がある。

平成30年4月にはスノーピークおち仁淀川キャンプフィールドがオープンし、令和元年6月にはスノーピークかわの駅おちがオープンしたこと、通過型の町であった本町にもキャンプや宿泊で滞在する来訪者が増加した。また、仁淀川でのカヌー・ラフティングなど体験型観光ツールも盛んになり、事業者の数も年々増えている。今後は観光客の満足度を上げることや冬場などのオフシーズンにも対応した新しいメニューの開発などに努め、交流人口のさらなる拡大を図る必要がある。

平成30年10月に本町は「アウトドアな町にするぜよ」宣言を掲げ、その取り組みとして、キャンプイベント「おち・まち・そとあそび」を開催し、20代～40代のファミリー層を含め、多くの人が町内外から訪れている。

高知ファイティングドッグスは、地域イベントへの参加等による地域活性化のほか、四国アイランドリーグplus4チームが一堂に会する貴重な機会である越知町長杯スプリングトーナメントを開催するなど、町外のファンを呼び込む取り組みを行ってきた。また、有名プロ野球選手の入団などにより、本町が県外のマスコミからも注目を浴びていた。近年は学校と連携し、スポーツを通じた児童生徒の基礎体力向目的とした取り組みを行っている。今後も本町と球団の連携した地域活性化の取り組みを継続していくとともに、各種メディアを通じた本町の観光PRや町外からの交流人口の拡大を図っていく。

本町が所有する公園・公衆トイレは、建築後30～40年以上経過している施設が複数あり、老朽化が進んでいる。また、一方では、児童公園に公衆トイレを設置していない施設もあり、公園の整備には課題がある。

今後は利用状況の把握を行い、公衆トイレの整備を図り、誰でも自由に使いやすい公園にしていく必要がある。

## キ その他

高知県広域食肉センター(昭和55年建築)は、耐用年数(38年)を超えて、長年続く赤字を四万十町以東の28市町村で負担している。「高知県広域食肉センターあり方検討委員会」で今後の在り方を検討した結果、一部事務組合と食肉公社運営による事業運営は廃止と答申した。一方、高知県は、県全体の畜産振興・食肉の安全な供給という観点から、極めて重要な役割を担う「公共財」であり、必要不可欠な施設であるという立場から「高知県新食肉センター整備検討委員会」を立ち上げ検討会を開催、食肉センターの整備、運営会社の設立、施設整備の基本的な方向性を決定し、令和元年度に実施設計、令和2年度より施設整備を行っている。

## (2) その対策

### ア 農業

農道、用排水路や灌漑施設等の整備、園芸用施設の導入などの生産基盤の整備を進める。生産物の作付けについては、消費者志向の変化を見極めつつ、適地適作の作目の選定と採算性の合う新規作目の導入の研究を進め産地化を目指すとともに、ふるさと納税返礼品を活用し本町の地域特性を活かした四季に応じた農産物の生産を行う。

集出荷体制は、系統出荷の拠点的な集荷所の整備と高齢農業者等の労働時間軽減により、農家所得を確保するため庭先集荷など多様な整備を進める。

本町で生産される農産物を地域資源とし、付加価値を付けた産物の開発と直販出荷や情報ネットワークの活用等による販売など有利販売に繋げる6次産業化を推進する。

地域の農業経営に精通した指導員など指導体制を強化し、各生産団体等の組織の強化を図るとともに、地域の指導的農業者の育成に努め、認定農業者の確保と組織化を推進し、農業後継者の育成を図る。

有害鳥獣対策は、駆除実施隊員の育成が課題となっており、狩猟免許取得の支援による新たな狩猟者の確保や、農産物の被害防止対策を徹底し生産環境の整備を図る。

茶については、産地の確保と生産農家の所得向上を図るために、仁淀川流域の共通ブランド「仁淀川流域茶」へのより一層の行政支援の充実に努める。

### イ 林業

担い手確保、育成、技術力の継承等ソフト面からの支援に努める。また、木材生産の集約化・効率化を図るため、林道、作業道の整備を進める。森林施業は特に高齢級の森林の主伐に重点を置くとともに若齢級の森林については、枝打ち、除間伐を計画的、かつ効果的に実施し、良質の木材生産を奨励する。併せて森林の持つ木材等生産、水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成などの多面的な機能が健全に発揮できるよう森林空間の総合的な利用に資する多様な森林の整備を推進する。

また、県の産業振興計画に位置付けられている木質バイオマスや CLT 建築工法を活用した建築物の増加などによる木材需要拡大が見込まれるため、森林経営管理法に基づく経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を作成し経営管理権の取得に努める。森林経営に適した森林については、意欲と能力のある事業体に経営管理を再委託し木材生産を図る。一方、森林経営に適さない森林は針広混交林化を推奨する。

### ウ 商工業

商業については商店等の経営者や商工関係団体との連携と協力の下、商店街の持続的発展と地域経済の底上げを図る。そして中心市街地の形成を図るとともに、情報化の進展への対応を促進する。行政機関、商工会、中心市街地事業者、観光協会等で構成される「越知町中心市街地活性化計画策定委員会」を設

立し、現状や課題の洗い出しを行い、中心市街地活性化を目的とした「越知町中心市街地活性化計画」を策定し、具体的な取り組みを行う。周辺地域や国道通過者が気軽に立ち寄れる魅力ある商店街の形成を図るため、街路の整備を推進する。

商店街にあるチャレンジショップでは、その利用を促進し、起業を目指す人材の支援と商店街の後継者の育成を行う。

工業においては誘致企業の地域内企業との連携による安定的な発展を推進し、既存企業の体質強化と活性化の条件を整備することにより、住民の就業の機会を確保する。既存工業を活性化させるため、商工関係機関と協力して、情報ネットワークを活用した企業の自主的なマーケティング活動等を支援するとともに、産業間の異業種交流や企業診断、活路開発調査の実施や効果的な融資制度の拡大に努め、魅力ある企業への育成を図る。また、各種の条件を考慮しながら新たな企業の誘致を検討する。

#### エ 企業の誘致

企業の規模、条件に見合う用地の選定等を検討し交渉を進めていく。都市圏に設置している高知県事務所との連携を強化し、積極的な企業訪問活動等を展開していくことにより立地の誘導を図る。

#### オ 起業の促進

現在ある商店や企業の発展を支援しながら、地域おこし協力隊や町内で新たに起業を目指す人材の育成に努め、国・県の支援制度を活用した新規創業を積極的に支援する。

起業する人材の育成に努め、国・県の支援制度を活用した新規創業を積極的に支援する。

#### カ 観光・レクリエーション

浅尾沈下橋、横倉山、宮の前公園のコスモス、大樽の滝などの自然的な資源と、(株)スノーピークを中心としたキャンプ場や横倉山自然の森博物館、観光拠点施設スノーピークかわの駅おち、観光物産館おち駅を活用して町外からの交流人口の受け入れを推進する。

高知ファイティングドッグスは、既存の事業を継続するとともに、新たな事業展開により発展的な観光振興に取り組み、町外へPRを行っていく。

仁淀川や横倉山を活用した体験型観光を強化し、活力あるまちづくりを推進するとともに、地域における雇用創出、産業と連携した観光・レクリエーションの充実に努める。

「仁淀ブルー観光協議会」と連携をさらに強化し、地域外からの観光客を増やすために、広域的な取り組みや仁淀川流域全体として観光資源やイベント等を総合的に組み合わせた旅行商品づくりを行い、それらを積極的に売り込んでいくことを推進する。

公園の公衆トイレについては、公園の利用状況を把握した上で、老朽化している公衆トイレは整備し、公衆トイレが未設置の公園については、新たに建築し、誰でも自由に使いやすい公園整備を進めていく。

#### キ その他

高知県新食肉センターについて、高知県が立ち上げた検討会によって、新食肉センターの整備、運営会社の設立、施設整備等の基本的な方向性(新食肉センター整備の基本方針への意見)が了承された。食肉センターは、生産農家だけでなく流通加工業者、消費者などに幅広く恩恵をもたらしているという観点から、施設整備費を人口割と飼育頭数割で分配することとした。

また、食肉以外についても、必要に応じて県内の自治体と連携し、地場産業の振興を図る。

## (3)計画

(単位 L=km W=m)

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
2 産業の振興	(4)地場産業の振興 加工施設  (9)観光又はレクリエーション  (10)過疎地域持続的発展特別事業	<p>新食肉センター施設整備費負担金事業</p> <p>キャンプ場等整備事業 公園トイレ整備事業 大樽の滝整備事業</p> <p>イルミネーション事業 商店会の「ニューシティ 33」が冬に実施するイルミネーション事業の運営費を補助し「観光物産館おち駅」にも飾付けを行うことで、事業を拡大し、商店街の活性化及びイメージアップを図り、実施を通じて交流人口の拡大や観光振興を図り、過疎地域の活性化を図る。</p> <p>観光イベント補助事業 越知町観光協会が実施するコスモスマつり・よどかあにばる等への運営費補助の実施や新たな体験型観光メニューの開発を通じて交流人口の拡大や観光振興を図り、過疎地域の活性化を図る。</p> <p>稚鮎放流事業 稚鮎を放流することで、訪れる釣り人をはじめとする多くの人々に清流仁淀川を実感してもらい、口コミやSNSなどを媒体として更なる観光客の誘致を図る。</p> <p>中心市街地活性化事業 キャンプフィールド利用者などに町内の周遊を促し、町内活性化を図る。町内店舗で買い物をもらいスタンプを集め(スタンプラリー)、特典商品と交換できることを周知し、キャンプ場から町内の中心地に経済波及を起こす。</p> <p>キャンプイベント開催事業 アウトドアの本当の楽しさを体験し、町内外の人に本町の観光資源である仁淀川、キャンプ場について関心を持つもらうことを目的とする。</p>	<p>町 町 町 町</p> <p>商店会 観光協会 町 町</p>	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	<p><b>PR番組等制作放送事業</b>            本町の認知度の向上をはかり、観光客増加に繋ぐことを目的とし、観光の振興のため、観光資源情報の発信の強化を行い、本町の魅力発信から経済的波及効果増加をねらう。</p> <p>高知ファイティングドッグスの選手の帽子及び球場の横断幕・インタビューボード等に町名を載せホームタウンをアピールすることで、県内外の試合観戦者に本町を PR し、本町の交流人口の増加とそれにともなう観光産業の振興を図る</p> <p><b>高知ファイティングドッグス・ホームタウン 越知町活性化事業</b>            本町をホームタウンとするプロ野球球団による地域振興を目的とした、公式戦の開催及びプロスポーツ選手によるスポーツ教室等のイベントを実施し、スポーツ観光等の交流人口の増加図る。</p> <p><b>越知町観光振興事業</b>            本町の認知度の向上を図り、観光客増加に繋ぐことを目的とし、観光の振興のため、観光大使の活用や委託事業により交流イベント実施や観光資源情報の発信の強化を行い、本町の魅力発信から経済的波及効果をねらう。</p> <p><b>かわの駅、キャンプ場(宮の前、日ノ瀬) 運営事業</b>            滞在型観光における弱みである宿泊機能を強化するため、仁淀川や横倉山の魅力を感じてもらう滞在スペースを有する観光拠点施設を整備することで開放的な空間で滞在できる環境を滞在者に提供する。            キャンプ場である「おち仁淀川キャンプフィールド」と、観光拠点施設である「かわの駅おち」は株式会社スノーピークが管理・運営(指定管理者制度)し、全国的なブランド力を活かして、キャンプ場運営だけではなく、カヌーやラフティングツアーの開催、流域の特産品の販売も行い、集客や知名度の向上を目指す。</p> <p>※株式会社スノーピーク:新潟市三条市に本社を置くアウトドア総合メーカー。日本の「オートキャンプ」スタイルを生んだことで知られており、それまでなかった「自然の中で豊かで贅沢な時間を過ごすアウトドアの楽しみ方」を確立。全国に約 70ヶ所の店舗と、6ヶ所のキャンプフィールドを運営し、約 15 万人の顧客基盤を持つ。</p>	町	町	町

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
越知町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

##### ウ 他市町村との連携

平成30年に、34町村から構成された「れんけいこうち広域都市圏」が形成され、高知市のマーケット機能を活用した圏域のPRや地場産品の販路拡大、6次産業の推進など、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組んでいる。今後も、地産地消・地産外商の推進など、効果が最大限に発揮されるように施策を実行していく。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光物産館おち駅やキャンプ場のレクリエーションの施設および公園施設については、本町の公共施設等総合管理計画において、適切な現状維持を基本するが、今後老朽化及び利用状況の把握を行った上で維持管理手法を原則とすることを個別に基本方針として定めている。そのため、公共施設等総合管理計画に基づき、適切に維持管理等を実施していく。

### 3 地域における情報化

#### 地域における情報化の方針

インターネットや携帯電話等、情報通信手段の急速な普及と多機能化は、時間と距離の壁を取り除くことができるところから、本町のような過疎地域の持続的発展に極めて重要な役割を果たすことになる。今後は、「情報過疎」にならないためにも、従来の通信体系と互いに補完させながら、より効果的な整備に取り組む。

テレビ難視聴地区の解消対策として共同受信施設を設置しているが、今後既存施設の老朽化への対処が必要となる。

また、携帯電話の不感地区の解消対策として、受信施設などを南部での設置・検討が必要となる。

#### (1) 現況と問題点

本町の通信体系は、令和4年度から町内全域で高速インターネットサービスの提供の開始を予定している。これによりインターネットにおいては、情報格差の是正が行われる。

テレビ共同受信施設の老朽化については、一部地区において更新を行ったが、組合員の高齢化などか

ら施設の維持管理を組合で行うことが難しくなっている。

今後整備したインターネットサービスを利用して、ケーブルテレビなどの導入・検討を進めることが必要となってきた。

また、携帯電話の不感地区はなお存在しており、町の南部ではつながり辛い事態も発生している。効率的な手法を検討した上で、整備を進めることが必要となってきた。

## (2) その対策

インターネットや携帯電話等の急速な普及と多機能化は、今後の通信体系を一変させる可能性を秘めており、その現状を踏まえた対応が必要となっている。

新型コロナウイルス感染症に起因する社会構造の変化(5Gや Society5.0等)に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、過疎地域などの条件不利地域における情報通信基盤の整備を実施する。

パソコン習熟度の向上は、民間との連携も視野に入れつつ、パソコン教室の開催など、生涯学習と一体化させた施策を研究・推進していく。

携帯電話等については、メーリングリストを利用した行政情報の発信等、時代の流れに沿った活用方法も検討していくとともに山間部の電波不感地域の解消に努める。

## (3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設  その他情報化のための施設	高度無線環境整備事業  令和2年度からの重点事業である高度無線環境整備事業は、無線通信や衛星通信を利用している回線低速度地区について、超高速ブロードバンドサービス基盤整備を行い、本町全域での情報格差を解消して、国家戦略として進めている5G や Society 5.0を住民が過不足なく利用できる環境の整備を図る。  携帯型防災行政無線整備事業 災害出動時や、避難所開設時における連絡手段の多重化を図る。	町	

## 4 交通施設の整備、交通手段の確保

### 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

町道・農道・林道は、重要な生活基盤であり、過疎地域の持続的な発展の実現に向けて、それぞれ地域の実情に沿った計画のもと、道路等の整備を進めていく。

町道については、多くの未改良箇所が存在するとともに、その整備には膨大な時間と経費を要するため、財政的にも有利な補助事業等を活用しながら、優先順位を明確にした上で、地域ごとに均衡のとれた町道整備に努める。

特に幹線道路である国道33号(高規格道路、越知道路)や主要県道に関しては、関係機関に整備促進を要望するとともに、町内の道路等については、来たる南海トラフ地震や豪雨などに備え、防災・減災対策、道路インフラ等の強靭化を図る。

#### (1) 現況と問題点

##### ア 交通体系

本町の道路等は、東西に横断する国道33号と、北東から南西方向に仁淀川から坂折川沿いを縦断する県道伊野仁淀線、町中心部より佐川町下山に至る県道下山越知線、女川よりいの町柳瀬に通じる県道柳瀬越知線の3路線が、町中心部より放射状に幹線道路網を形成し、これらを補完する形で町道・農道・林道が各集落を結んでいる。

国道33号の整備状況については、越知道路(3工区)の延長1km区間が平成19年6月に供用開始となり、引き続き、越知道路(2工区)の延長3km区間にについても、令和4年度中のバイパス区間開通に向けて、立花大橋・新横倉橋、新今成トンネルの工事が着実に進められている。

県道の整備状況であるが、県道伊野仁淀線は、桐見川工区で着々と改良工事が進捗し、黒瀬・片岡工区でも、道路設計や用地買収に着手している。特に、片岡工区の狭小区間における待避所設置及び落石対策が大きく前進し、早期の工事完了に期待を寄せているところである。また、県道柳瀬越知線の改良工事は、女川工区において、用地測量設計と用地買収を継続中であり、一日でも早い工事着手が待ち望まれる。その他として、拡幅や側溝蓋掛け、線形・視距不良箇所の解消について、引き続き県に対して要望していく。

町道は、主に町中心部において、緊急車両等が進入不可能な狭小道路や行き止まり道路が未だに多く存在する。このことは、高齢者などが自宅まで車で乗り入れができないなど、沿線住民の日常生活の支障になっているほか、火災や地震、傷病者発生などの際に大きな影響を及ぼすことが想定される。

これらの解消には、道路拡幅などの改良工事の施工が有効であるが、町中心部に住宅が密集する本町の特性からも、起業地の用地取得が困難、または難航するなどの諸問題が山積している。

また、平成26年度から町道を構成する橋・トンネル・洞門について、5年サイクルでの定期点検と、その診断結果に応じた修繕が義務付けられた。このため、各種長寿命化修繕計画に則り、地域性や財政面に配慮しつつ、計画的かつ予防的な道路メンテナンスの実施が必要となった。

農道は、概ね整備が完了しているが、道幅が狭く険しいカーブが多いなど、乗用トラクターや大型車両の走行が困難な箇所や未舗装区間がある。このため、生産性と作業効率の向上と農作業における安全性を確保するために、ほ場整備事業等と連携しながら計画的に整備を進めていく。

林道は、生活道としても利用されているが、地域資源を活かし雇用を創出する林業振興に欠かせない。このため、林業事業体の拡大や効率的な施業環境を構築するために、林道・作業道の整備を計画的に推進

する。

今後の整備計画については、道路等が人流・物流の要であること、また、平時は生活の道であるが有事の際には命の道となることを踏まえつつ、道路等における防災対策の充実・強化を図ることが急務と考える。

公共交通に関しては、過疎高齢化による人口減や自家用車の普及によって廃止に追い込まれ、その後民間会社による代替バスが運行されて住民の足を確保しているが、利用者数は年々減少し、苦しい運営を余儀なくされている。

廃止代替路線の令和2年度利用者数は、佐川町↔仁淀川町方面が年間29, 214人、越知町↔黒岩↔佐川町間が年間4, 511人と、通勤通学者、買い物や通院等に利用されている。

また、平成26年4月からは、患者バスへの健常者の混乗も可能とした町民バスを無償運行し、平成29年度から事業継続のために自家用有償運行に切り替え、令和2年度現在14路線を運行している。利用者は年間4, 628人で、年々減少が見られるものの高齢化による免許返納等もあり、住民にとってではなくてはならない交通手段となっている。しかしながら、今後も住民の足を確保することが重要課題となっており、実態にあった運行方法などの調査研究にも取り組む必要がある。

表2-1 道路の整備状況

区分		路線数	総延長(m)	改良延長(m)	改良率(%)	舗装延長(m)	舗装率(%)
国 道		1	9,643	9,643	100.0	9,643	100.0
県 道		4	32,071	22,466	70.1	32,071	100.0
町 道	計	308	237,895	115,173	48.4	215,200	90.5
	1級	7	18, 510	11, 511	62.2	18, 510	100.0
	2級	13	34, 892	23, 843	68.3	34, 704	99.5
	その他	288	184, 493	79, 819	43.3	161, 986	87.8

\*令和2年4月現在

#### イ 交通安全対策

交通事故の発生件数は表2-2のように推移しており、その多くが国道33号及び主要県道で発生している。また、近年、高齢者が犠牲になる事故が増加傾向にあることから、特に高齢者の交通安全対策を強化しなくてはならない。

本町が実施している交通安全対策は、住民への啓発・広報と交通安全施設の整備が主となり、交通事故防止を目的として、全国交通安全運動期間に併せた各種の活動を、本町独自のイベントなども織り交ぜて実施し、住民に対して交通安全を呼び掛けている。

カーブミラー等、交通事故防止のための施設整備は、その効果が認められる箇所についてはできる限り迅速に住民の要望に対応している。

表2-2

交通事故発生件数の推移

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
発生件数	20	18	8	14	14	9	8	10	7	5
死 者	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1
傷 者	21	23	14	13	15	10	8	12	7	4

## (2) その対策

### ア 交通体系

道路等をはじめとする交通体系については、南海トラフ地震などの大規模な災害時にも被害を最小限に抑えつつ、迅速な救援・復旧活動により住民の生命と財産を守るとともに、まちの機能を早期に回復することができる道路網の整備を目指す。

特に住宅が密集する町中心部においては、建物の建て替えなどに併せて、狭い道路の拡幅や行き止まり道路の解消を推進し、安心・安全な道路ネットワークの構築と道路整備による防災性向上を図る。また、道路等は、町中心部のみならず中山間集落でも人流・物流の根底であり、誰もが安心して生き生きと暮らせるように、また、活気ある経済活動を持続するために、安全・快適に移動可能な道路環境づくりに努める。

### イ 交通安全対策

佐川警察署及び交通安全推進機関・団体等と連携を図り、交通秩序の確立と交通道徳の普及向上に努め、交通事故防止に関する活動を行う。高齢者の交通事故防止対策が大きな課題となっているため、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、効果的な広報啓発活動を行っていく。

カーブミラーの設置等交通安全施設は、要望に対しできる限り迅速に対応するよう努める。

### (3) 計画

(单位 L=km W=m)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	橋りょう 宮ヶ奈路 1号橋 L=0.1 W=4.0 坂折橋 L=0.3 W=4.6 浅尾橋 L=0.1 W=3.0 堀切橋 L=0.1 W=4.7 小日浦一号橋 L=0.1 W=3.1 浅尾六号橋 L=0.1 W=1.8  その他 佐ノ国トンネル L=0.1 W=5.4 鎌井田横畠線放水口洞門 L=0.1 W=4.0  (9)過疎地域持続的発展特別事業 原材料支給事業 本町の施設である町道や農道、林道、集落道及び水路の未整備部分を地元の住民自ら舗装改良、維持補修整備等の協働活動を通じて地域の連携と住民の生活環境整備や産業振興を図る		町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路等の交通施設については、本町の公共施設等総合管理計画に基づき、適切に維持管理等を実施していく。

## 5 生活環境の整備

### 生活環境の整備の方針

水道施設や市街地の公共下水道の整備及び山間部における合併処理浄化槽の設置促進、消防施設の整備、公営住宅の建設等を図る。

水道施設は越知区域で配水タンク等が整備されており、市街地の人口集中に対応している。

山間部の簡易水道、部落給水施設の整備もその推進を図り、現在では各給水施設の利用率は98.3%となっているが、一部山間地域での水不足解消と、老朽配水管の布設替えなど、施設改善の早期完了を図らねばならない。

下水道は市街地では公共下水道の整備がほぼ完了しており加入率の向上に努め、山間部では合併処理浄化槽の設置促進を図らなければならない。

一般廃棄物処理のうち家庭ごみの収集・運搬は本町が全てを行い、高吾北広域町村事務組合の清掃センターで処理している。清掃センターでは、公害防止装置や粗大ごみ処理能力も備えた施設であり、令和元年度に基幹的施設設備工事が完了した。し尿については、収集から処理までを高吾北広域町村事務組合の衛生センターで行っている。

消防施設は、高吾北広域町村事務組合で常備消防を設置し、消防体制、救急体制を整えるとともに、消防水利施設、救急消防車両を配備している。集落の防火水槽設置、町の消防団の消防資機材の拡充にも努めている。

公営住宅としては公営住宅および単独住宅、若者住宅、地域優良賃貸住宅「フォレストタウンおち」があるが、独居高齢者の増加や、人口流出の防止、宅地取得の困難性などにより、今後も公営住宅の需要は高いと考えられる。老朽化した住宅は退去者の状況をみながら、場所ごとに今後の活用を検討する。

#### (1) 現況と問題点

##### ア 水道施設

本町の水道施設は、簡易水道7箇所、飲料水供給施設23箇所からなっており、32箇所の水源から配水している。

給水人口は表3-1のように令和3年3月31日現在5,090人で、給水施設の利用率は98.4%となっている。地理的条件等により施設に加入していない者が240人いる現状を考えれば、衛生上などの観点から滅菌設備の設置等や未普及地域の解消、施設の維持管理の面においても高齢者が安心して生活できるように制度面においても見直し等も行い、各集落の実情にあった水道施設の整備に今後も取り組んでいかなければならぬ。

表流水を水源としている比較的規模の小さい山間施設では、高齢化による維持管理能力の低下、人口造林・田畠の荒廃による保水力の低下等の深刻な問題も起こっている。また、老朽施設の改修・改善には多額の経費を必要とし、大きな課題の一つである。

表3-1 給水の現状

(令和3年3月31日現在)

種 別	施設数	給水区域 内人口	計画給水人口	給水施設能力 ( m <sup>3</sup> ／日)	給水人口	施設利用率 ( %)
簡 易 水 道	7	4,733	4,901	6,379	4,697	99.2
飲料水供給施設	23	442	866	235	393	88.9
合 計	30	5,175	5,767	6,614	5,090	98.4

#### イ 下水処理施設

下水処理対策は、越知市街地(女川地区を含む)の83haが下水道整備区域となっており、昭和55年度から平成元年度にかけて、国道33号沿いの雨水排水路の整備を行った。引き続き平成2年度から汚水事業に着手し、令和2年度末の整備率は、計画区域の99.6% (82.7ha)となっている。今後も生活排水処理構想で、未整備の区域について再検討を行うほか、定期的に全体計画の見直し及び認可計画を行う。また、ストックマネジメント計画を策定し、整備完了区域の良好な維持管理に努めるとともに、水洗化率(現在60.9%)の向上を図ることが重要な課題である。

処理区域外の地域は、合併処理浄化槽の設置を促進するなど、環境衛生に対する意識の高揚を図る必要がある。

#### ウ 環境衛生施設

一般廃棄物処理は、高吾北広域町村事務組合で行っており、ごみ処理施設として清掃センター、し尿処理施設として衛生センターを設置している。

ごみの収集は、容器包装リサイクル法の完全施行により、平成12年度から分別収集(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・水銀を含むごみ)を開始し、分別の徹底及びごみの減量化を図るために、指定袋を導入している。

収集はステーション方式で行っており、収集回数は可燃ごみが週1～2回、不燃ごみが月1回、粗大ごみが年3回、資源ごみが月1～2回、水銀を含むごみは役場、町関連施設で随時回収をしている。生活様式の変化や高度化等によって、大量生産、大量消費、大量廃棄という、使い捨ての経済社会でごみの量が年々増加傾向にあることや、ごみ質の問題等で焼却施設の運転に支障をきたすこともあるため、分別収集によりごみの抑制と再資源化を図りリサイクル社会の実現に取り組む。

し尿処理は、近年住民の水洗化志向が強く、新築、改築の際はほとんど公共下水道へ加入、または、合併処理浄化槽を設置している。このニーズに対応して、市街地では公共下水道がほぼ整備されたが、加入率が低いため、公共下水道への加入促進が水質汚濁防止の最重要課題である。また、下水道整備区域以外では、補助制度により合併処理浄化槽の普及に努めているが、設置済みの単独処理浄化槽が圧倒的に多く、生活雑排水対策が課題である。

#### エ 消防・防災施設

本町の火災発生件数は表3-2のとおりで、平成17年から令和元年までの15年間に52件、年平均約4件の火災が発生しているが、そのうち約40%が建物火災である。

越知市街地には本町の約2/3にあたる世帯が居住しており、その中心地区には本町の約1/2にあたる世帯が居住している。中心地区は木造住宅が多く、密集しているため、火災が発生した場合は延焼の危険性が高く、「高知県地震火災対策指針」において「地震火災対策を重点的に推進する地区」として定められている。

施設等整備は平成28年度から令和2年度までに、デジタル防災行政無線の整備、防火水槽40t級の新設、消防積載車の購入等の防災施設等の整備を実施してきた。

また、消防・防災において中心的な役割を担う消防団組織は過疎化に伴い団員の高齢化や少子化による団員の不足が懸念され、定数維持が困難な状況となってきている。

他の災害については、地形上、本町の中央を蛇行しながら貫流する仁淀川の氾濫による浸水、山間地では地すべり危険箇所が広範に存在するほか、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流の区域内にも多数の人家があり、被害の発生が懸念される。山間地で土砂災害等が発生した場合には道路寸断等により、孤立する恐れのある集落が多数存在するが、それらの集落は高齢化が著しい。

表3-2  
火災発生件数の推移

年	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
火災発生件数(件)	7	7	2	5	1	2	4	2	5	1	4	4	3	4	1
建物火災(件)	2	6	0	0	1	1	0	1	2	0	2	1	2	2	1
その他(件)	5	1	2	5	0	1	4	1	3	1	2	3	1	2	0

#### オ 公営住宅

本町の町営住宅は、公営住宅が111戸、単独住宅が31戸、若者住宅が6戸、地域優良賃貸住宅「フォレストタウンおち」50戸がある。

昭和20年代から50年代に建設された木造の単独住宅がいまだ残っており、現入居者の退去状況をみて今後の処分や跡地の活用を検討しなければならない。

#### カ 一般住宅

市街地部には古い木造住宅が密集しており、南海トラフ地震発生時には家屋倒壊による人的被害が懸念される。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

山間地域は高齢化による維持管理能力の低下や、山林の保水力低下による水不足が生じており地区の実情を考慮しながら検討、整備を今後も進める。

簡易水道の今後の水需要は、人口の減少とともに年々使用水量が減ってきており、経営面における収益減に大きく影響している。また、老朽施設の改修及び耐震化に向けての計画にそった施設整備など多額の費用が必要となるなど水道事業基本計画及び水道経営戦略に基づき実行していくことが重要課題である。

水質管理は良質な水道水を安定して供給するために、水源水の汚染防止と水質管理徹底を図り、水道水以外の一般飲料用水は衛生上の観点から水質浄化についての啓発に努め、定期的な検査による改善指導を行う。

町営事業の統合については、平成21年11月30日に簡易水道事業統合計画書を策定し、令和2年4月1日に上水道事業と簡易水道事業を事業統合し、越知町簡易水道事業に1本化した。

また、部落営の23の飲料水供給施設については、現在の体制を継続していくが、未普及地域の解消、

施設の維持管理について制度の見直し等も行い、各集落の実情にあった水道施設の整備に今後も取り組んでいく。

#### イ 下水処理施設

下水道への加入促進はもとより水洗化率の向上は、下水道処理区域内に限らず、全住民に自然環境問題に対する理解と協力を求め、その意識の高揚を図りつつ、市街地では公共下水道の加入促進を図り、水洗化率の向上の普及に努める。

#### ウ 環境衛生施設

一般廃棄物について、分別収集によりごみの抑制と再資源化を図るとともに、リサイクル社会の実現によりごみの減量化に取り組む。

し尿処理に関しては合併処理浄化槽の普及に積極的に取り組み、仁淀川、坂折川の清流保全に努める。

#### エ 消防・防災施設

住民が安心して暮らせる安全を守るまちづくりを進めるためには、引き続き危機管理体制を強化し、消防団組織をはじめとする自主防災力の向上を目指していくことが重要となる。

火災に強いまちづくりを進めていくためには、地域ぐるみで出火防止に努める等、住民一人ひとりの防火意識の高揚が重要である。また、これまで最重要視してきた消防団組織が更に充実するように、消火栓・防火水槽等の消防水利を拡充し、消防車輌・小型動力ポンプ等の消防資機材の整備に努める。

団員の定数維持、高齢化対策、分団管轄地区の見直し、活動の拠点となる分団屯所の老朽化等について今後検討をしていく。

南海トラフ地震や水害・土砂災害等の災害に備えて、地域防災計画及び各種計画等を整備し、応急体制強化に取り組む。また、自主防災組織の育成・拡充に努め、住民に自主的避難の重要性を啓発し、情報伝達の強化を図り、各地区の避難施設を充実させ、避難所運営の研究を行っていく。避難所生活を充実させるためには、避難施設の改修・改善や備蓄物資を計画的に購入していくことも重要となる。

自主防災力を強化するためには、何よりも「自分の身は自分で守る」という住民の理解が不可欠であり、訓練・学習会や広報活動等の啓発により住民の意識向上を図っていく。

#### オ 公営住宅

老朽化した単独住宅は現入居者が退去した後に取り壊し、跡地は新たな住宅整備などの活用を検討する。

小舟団地は老朽化対策として大規模修繕を検討していく。

#### カ 一般住宅

市街地部に木造住宅が密集している本町の特性を踏まえ、南海トラフ地震等の減災対策として、一般木造住宅の耐震化を推進する。

(3)計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道  その他	片岡地区浄水装置整備事業 本村地区浄水装置整備事業 配水管(老朽管)更新工事  給水施設整備工事 飲料水供給施設	町 町 町  町	
	(2)下水道処理施設 公共下水道	越知町浄化センター 耐震・改築工事	町	
	(5)消防施設	防火水槽(40t)新設 防火水槽地震対策漏水防止工事 消火栓設置工事 消防積載車購入 消防ポンプ車購入 小型動力ポンプ購入	町 町 町 町 町 町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	下水道事業地方公営企業法適化業務 現行の全ての地方公営企業について、総務省により令和5年度までに公営企業会計の適用が要請されており、越知町下水道事業についても地方公営企業法の適用を受けようとするもの。  町営住宅解体事業 現在老朽化に伴い、政策空き家として管理している公営住宅が存在している。しかしながら、今後自然災害被害等も想定され現状のままでは非常に危険な状態である。そのため、今回除却という形をとり危険な状態を除くと同時に土地の有効活用を図りたい。	町  町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

本町の公共施設等総合管理計画においては、簡易水道事業について、資産台帳が整備されていないため、まずは資産台帳の整備を行い、資産の把握を容易にするため、データ化を行った後、限られた予算内で適正な管理を行うために優先順位をつけて、点検・更新等の管理計画を作成するとの方針が記載されている。下水道施設については、財政状況等を考慮しつつ、最適な整備・維持管理を行い、敵機点検を行い、点検結果等を踏まえ、修繕工事の優先順位を決定し、計画的な施設管理を行っていくある。そのため、本計画においてもこれらの方針に基づき、事業を実施していく。

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

子育て、健康づくり、福祉については、誰もが自分の日々の暮らしに直結する問題としてとらえ、自ら積極的に関わっていこうとする姿勢、住民が主体者としての意識を持つことの必要性が求められている。行政は住民と協力しながら積極的に本町ならではの健康・福祉プランを築き上げていく必要がある。

子どもから高齢者、障害者まですべての住民が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進していく。

#### (1) 現況と問題点

##### ア 高齢者福祉

本町の65歳以上の人口比率(国勢調査)は、表4-1のとおりである。昭和45年には15. 3%であったが、平成2年には23. 2%となり、平成12年には34. 4%に、さらに平成22年には41. 5%、平成27年には45. 4で全国平均の26. 6%及び高知県平均の32. 8%を大きく上回り、県内でも4番目に高い高齢化比率となっている。

地区別にみると、表4-2(住民基本台帳)のとおり越知地区も令和2年3月末で高齢化比率が42. 1%となり、平成27年3月末と比べ2. 2ポイント上昇した。南国地区は81. 6%と極めて高い割合が続き、一気に高齢化が加速しているのが、5. 2ポイント上昇した明治地区と4. 0ポイント上昇した横畠地区が、それぞれ61. 7%、50. 5%となった。

野老山地区で61. 4%、大桐地区で60. 9%、東北地区で40. 3%となり、越知地区、東北地区を除く5地区が、半数以上が65歳以上となった。

高齢者が集落人口の半数を超して、集落の維持管理に支障が感じられるようになる、いわゆる限界集落は63集落中、半数以上の38集落となっている。

高齢者の世帯状況は、核家族化などの要因によって高齢者の独居、あるいは高齢者のみの世帯の比率が高くなってきており、今後も独居世帯や高齢者のみの世帯が増加していくことが予想される。

急激に進行する高齢化世帯等に対しての福祉は、個々の実情にあった的確できめ細かな対応が求められる。さらに「自助」「共助」「公助」のそれぞれが地域の中で連携しながら確立されることが重要であり、それらを基盤とする福祉の拠点づくりと各種サービス機関の連携も欠かせない要素となっている。

保健・医療・福祉の連携は、行政においても地域住民においても重要な課題である。いきいきと暮らすための環境づくりや新しい健康観の確立、寝たきりにならない・させないシステムづくりなど、関係機関が一体となって取り組みを進めている。

平成27年には人口規模の大きい団塊の世代が高齢期に達し、超高齢化社会を迎えたことから、「予防」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域のさまざまな支援・サービスの仕組みを活用しながら、「地域包括支援センター」を中心に、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを進めている。

介護事業所による介護保険サービスは、医療施設の充実と同様に在宅サービス、施設サービスともに充実している。今後は、行政、医療施設、介護事業者と連携しながら、寝たきりや認知症予防などの総合的な疾病対策及び介護予防対策を重点的に取り組んで行く必要がある。

表4-1

高齢者人口・比率の推移（国勢調査）

年		S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
越知町	実数(人)	1,474	1,528	1,581	1,717	1,913	2,282	2,546	2,655	2,643	2,629
	比率(%)	15.3	16.9	17.5	19.6	23.2	29.2	34.4	38.2	41.5	45.4
高知県	比率(%)	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8	32.8
全国	比率(%)	7.1	8.0	9.1	10.3	11.9	14.5	17.3	20.1	23.0	26.6

表4-2

地区別高齢者人口の比率（住民基本台帳：各年3月31日現在）

年	地区名	越知	野老山	南国	大桐	横畠	明治	東北	計
H12	実数(人)	1,397	140	76	161	330	271	120	2,495
	比率(%)	27.7	45.9	63.3	48.1	37.7	41.8	37.2	32.6
H17	実数(人)	1,517	140	70	161	335	279	109	2,611
	比率(%)	31.4	52.2	66.7	53.7	41.6	48.0	35.9	36.3
H22	実数(人)	1,620	135	70	149	327	263	97	2,661
	比率(%)	35.7	53.8	73.7	57.5	44.5	50.7	37.0	39.9
H27	実数(人)	1,692	118	57	136	293	247	93	2,636
	比率(%)	39.9	61.1	80.3	60.4	46.5	56.5	40.3	43.7
R2	実数(人)	1,655	100	40	106	281	227	91	2,500
	比率(%)	42.1	61.4	81.6	60.9	50.5	61.7	40.3	45.7

#### イ その他の福祉

本町の障害者は人口減とともに減少傾向にあり、令和2年3月現在で身体障害者手帳交付者は409人で、その内65歳以上の高齢者が340人(83.1%)、65歳未満が69人(16.9%)となっている。療育手帳交付者は59人であり、20歳未満の手帳交付者が3人となっている。精神障害者保健福祉手帳交付者は38人となっている。

障害者福祉に関しては、障害児・者の障害の種別・程度に応じた地域福祉サービスの充実に努め、障害のある人もない人も社会の中で同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションを理念として、地域生活の向上、生活環境の整備を図る必要がある。

本町の出生者数は、昭和50年代には100人前後出生していたが、人口の減少とともに平成に入ってから平成7年頃までは50~60人となり、平成17年からは40人を切り、平成26年には過去最低の18人となつたが、ここ数年は、20~30人程度となっている。

保育行政は、乳児保育と途中入所の受け入れや広域入所を実施している。乳児保育の入園希望や支援を必要とする園児は増加傾向にあり、0歳児の入所については、一時的に待機となる状況があるため、園の配置基準等において職員数や施設面積への対策が必要となっており、一時預かり保育及び保育園における未就園児のいる家庭に対する相談・交流等の子育て支援事業は休止している。また、南海トラフ地震に対応すべく施設の耐震補強や大規模改修を実施しているが、今後は老朽化等へさらなる対策が必要となっている。少子化や育児支援の多様化や施設整備の問題については、保育環境の整備等ニーズに合った保

育行政を今後も進めていく必要がある。

児童、母子・父子福祉は、本町では民生委員児童委員協議会、青少年育成センターを中心に児童の健全育成に積極的に取り組んでいる。また、子育て世代包括支援センター(母子保健型)を開設し、子どもの心身の成長、発育のチェックや育児の個別相談のみでなく、育児に関するさまざまな知識や育児情報を提供し、交流を図るなど地域で支えあって子育てしていく環境づくりを推進している。

少子化、核家族化、共働き世帯の増加や母子、父子家庭の増加などにより子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している。子育てがしやすい環境整備に地域社会全体で取り組むことが重要である。働く人がゆとりを持ち、安心して子育てができるような労働条件、保育環境の整備を進め、未来を担う子どもたちが心豊かな人に成長できる町づくりを進めていく。

平成27年3月に越知町子ども・子育て支援事業計画を策定し、具体的な支援に向けて取り組み、また見直しを図り、令和2年度からは第2期越知町子ども・子育て支援事業計画として次に掲げる6つの目標に向けて各種施策や事業を推進していく。

- ① 「子どもと子育て家庭への支援の充実」親と子の健康の増進、保育園・幼稚園の子育て世帯の支援、小・中学生への支援など、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制の整備を行っていく。
- ② 「子どもの教育の充実を支援」学校・幼稚園の教育内容・教育環境の充実、家庭や地域の教育力の向上、人権教育など将来を見据えた教育の推進に努めていく。
- ③ 「配慮が必要な家庭に対する支援体制の充実」障がいのある子どもへの支援、児童虐待防止のための支援など支援体制の整備を図り、関係機関と連携し、支援力の強化を図る。
- ④ 「地域の子育て支援力の強化」地域・子ども子育て支援事業など多様な子育て支援サービスの展開を図るとともに、地域ぐるみの子育てネットワークづくりを進め、地域の子育て支援力の強化を図る。
- ⑤ 「安全で安心な生活環境の確保」子育て家庭に配慮した生活環境の充実を図り、子どもを犯罪や災害、交通事故から守る取組を推進する。
- ⑥ 「子どもの貧困対策の推進」生活困窮のみならず、貧困から派生すると思われる問題に対しての環境整備を推進し、子どもの貧困の脱却を目指す。

また、「質の高い保育・教育」、「家庭(子育て)支援」、「保・幼から小への連続性を強める」ために、教育委員会に保・幼の担当部署一元化を図っており、今後も子どもの成長における福祉と教育の連携について検討・推進していく。

#### ウ 生涯を通じた健康(保健)づくりの推進

本町では、高血圧性疾患、糖尿病の生活習慣病やがん疾患等の割合が増加している。特に働き盛り(40歳代・50歳代)世代のがん検診・特定健診の受診率が低い現状にあり、がん検診・特定健診の制度や、意義・重要性の理解や認識を高めていく必要があり、積極的に受診勧奨を行っている。

受診後には、保健師、管理栄養士による特定保健指導で、生活習慣病予防、栄養指導に重点を置いた指導をしているが、更なる取り組みを実施、強化していく必要がある。

第2期健康増進計画・食育推進計画では、栄養・食生活の改善、運動(ウォーキング)の推進、歯の健康づくり、喫煙・飲酒対策、自殺対策に重点的に取り組んでいる。

乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージ別に、生涯を通じた健康づくりのサポートを行っていく。

## (2) その対策

少子化、高齢化社会の中で多様化、増大している福祉需要に対応していくためには、制度の運用と保健・医療・福祉の連携をとりながら保育、教育、雇用問題や地域社会のあり方などを検討し、各種計画を下に、「誰もがともに支え合いながら、安心して、いきいきと暮らせる町づくり」を目指し、総合的な施策を推進する。

段差等の物理的障害を取り除くバリアフリーとともに、こころの障害(バリア)を取り除くまちづくりを推進する。

### ア 高齢者福祉

高齢となり、病気や障害あるいは介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で尊厳を持って暮らしていけるような町を目指すため「越知町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「越知町健康増進計画」「越知町障害者計画」「越知町障害者福祉計画」「越知町子ども・子育て支援事業計画」等に基づき様々な事業を展開する。

#### ① 健康づくりと介護予防の推進

- ・ 健康相談、健康教育、特定保健指導等を通して、糖尿病対策や骨粗しょう症対策、喫煙対策、歯の健康づくりなど生活習慣病予防に重点を置いた活動を更に推進していく。
- ・ 「介護予防型デイサービス」「ミニデイサービス」「きたえん坊将軍・おいしん坊将軍(高齢者向け運動機能、口腔機能向上トレーニング)」など介護予防の普及・拡大に努める。

#### ② ともに支え合う地域づくりの推進

- ・ 住民、地域、行政がお互いに連携を図りながら、協働して地域福祉の推進に取り組んでいくため、行政と社会福祉協議会が一体的に策定した「越知町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を基に、福祉サービスの適切な利用や社会福祉を目的とする事業の健全育成及び地域福祉活動への住民参加等関係者が相互協力して推進する。
- ・ 高齢者や障害者、子どもや子育て世代の母親達が自由に交流できる活動拠点として、また、小規模でありながら多様なサービスを提供する「あったかふれあいセンター事業」を展開し、地域コミュニティの再生強化を図る。
- ・ 地域での見守りや支え合いの再構築を図るため、民生・児童委員活動の充実を図る。

#### ③ 地域包括ケア体制の整備

- ・ 高齢者の地域での生活をできる限り継続して支えるために、公的なサービスだけでなく近隣住民の支えあいといった共助・互助的なサービスを活用しながら、医療・介護、福祉サービス等様々な分野の支援者がその高齢者の状態に合わせて包括的に提供される地域包括ケア体制の構築を目指す。
- ・ 在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化を図る。
- ・ 山間地等の条件の不利な地域においても必要なサービスが受けられるよう医療、介護事業者等との連携のもと、介護サービス量の確保に取り組む。
- ・ 災害時要支援者等の見守り活動や日常生活を支える仕組みづくりを強化する。
- ・ 認知症対策、独居・老老世帯の高齢者対策、高齢者虐待、処遇困難な高齢者への対応など町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者などが高齢者の相談窓口としてきめ細かな相談、対応ができるように努める。
- ・ 町、地域包括支援センター、医療、介護事業者等の各専門職種が協働して個別ケースや生活圏域レベルの課題を解決できるようにする「地域ケア会議」を開催する。

### イ その他の福祉

a. 障害者の自立と社会参加を促進するため「越知町障害者福祉計画」を下に取り組んでいく。

- ① 障害のある人が、身近な地域で適切な障害者福祉サービスや相談支援などが受けられるよう、サービスの提供体制の整備を行うとともに、サービス提供水準の向上を目指していく。
- ② 越知町自立支援協議会を中心として、地域の関係機関のネットワークを構築することにより、「障害のある人が自立して暮らせる地域づくり」を目指していく。
- b. 児童、母子・父子福祉は、家庭、地域及び関係機関・団体と協議しながら児童の健全育成を積極的に推進するとともに、安心して遊ばせることのできる公園や遊び場などの環境整備を図る。
- c. 親子ふれあいサロン、おもちゃ図書館、本の森図書館等を活用しながら子育て支援や情報交換及び交流を図る。
- d. 保育サービスの充実を図るとともに、地域全体で子育てを支援する体制を整備する。
  - ① 研修会等へ積極的に参加し、保育士の資質向上を目指す。
  - ② 定期的な会議、研究授業及び公開保育への相互参加による交流・研修等保・幼・小の連携強化に努める。
  - ③ 一時的に保育に欠ける子どもを預かるとともに、入所前の体験や家庭の事情及び育児ストレスの解消を目的とする一時預かり保育の再開について検討する。
  - ④ 障害児保育については、加配保育士を配置するとともに、保護者や関係機関と連携し、取り組んでいく。
  - ⑤ 越知保育園を核として、地域全体で子育てを支援するため「地域子育て支援センター事業」の再開について検討する。
  - ⑥ 児童福祉の拠点として、越知保育園の環境整備等ニーズに合った保育行政を進めていく。
  - ⑦ 施設の強靭化・長寿命化対策として非構造部材の点検及び老朽化に対する改善を行う。
  - ⑧ 幼保一元化の検討を含め、子どもの成長における福祉と教育の連携について検討する。
- e. 深刻化する「いじめ・不登校・非行」あるいは「児童虐待・子育て不安」といった極めて厳しい子どもと家庭を取り巻く環境の中で、問題の芽を早期に察知し、問題解決に向けて迅速に対応できる体制、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくるため、越知町要保護児童対策地域協議会「子ども支援ネットワークこすもす」が、地域全体で支援する体制を整えて活動していく。
- f. 越知町子ども・子育て支援事業計画に基づいた具体的な支援及び子育て世代のニーズや実情に応じた子育て支援対策を図る。
- g. 結婚を希望する独身者の実情に添った総合的な支援に取り組み、未婚化・晚婚化対策を推進する。
- h. 「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」に希望の持てる社会の実現を目指し、少子化対策を推進する。

#### ウ 生涯を通じた健康(保健)づくりの推進

##### a. 働き盛りの健康づくりの推進

- ① 壮年期からの健康づくりに重点を置き、がん検診・特定健診の受診勧奨を図る。
- ② 自殺予防のため、うつ病等心の健康づくり対策の取り組みを進める。

##### b. 健康増進計画の推進

- ① 住民と協働して、地域の取り組みなどを盛り込んだ「健康増進計画」を下に、地域の自主的な健康づくりの実践等健康維持増進の普及、啓発を積極的に推進する。
- ② 住民一人ひとりが自らの健康状態を十分に把握し、生活習慣病である高血圧対策に重点を置き、健康づくりの意義や重要性に関する啓発を積極的に推進する。
- ③ 食生活改善、喫煙対策、歯の健康、心の健康、特定健診・特定保健指導等、住民の健康づくりを支援する。

##### c. 安全・安心な出産環境づくりの推進

- ① 子育て世代包括支援センター(母子保健型)の母子保健コーディネーターによる産前産後の訪問や

助産師等の関りによる母体管理や母乳相談等の支援の充実を図ることで、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っていく。

- ② 乳幼児医療費の支援など、乳幼児の疾病の早期発見、早期治療の促進を図る。

### (3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>あつたかふれあいセンター事業</p> <p>集う: サロン、ミニディ、放課後の子どもの居場所など、誰もが自由に日中過ごすことができる事業。</p> <p>預ける: 高齢者、幼児、小学生及び子育て中の親の集う機会を設け、必要に応じて一時預かりを実施する。</p> <p>訪ねる: 見守り訪問により、災害時要配慮者の実態把握に努める。</p> <p>交わる: 利用者と子ども達との交流の場を設け、高齢者の生きがいづくり、子どもの学習の場としての活用を図り、過疎地域の自立促進を図る。</p> <p>外出支援サービス事業(要介護者・身体障害者)</p> <p>65歳以上の要介護4・5に判定された高齢者及び車いす使用者等の重度身体障害者で一般の交通機関を利用することが困難な者及びその介護者に、移動手段として車いす使用者等が利用できるリフト付き乗用車等を運行する。</p> <p>福祉ガソリン・タクシーチケット事業</p> <p>重度身体障害、重度知的障害または重度精神障害(児)者が、バス等の公共交通機関を利用する事が困難なため、通院、会合その他社会的活動にハイヤー、タクシーを利用する場合や、通院、通勤、会合その他の社会的活動に自家用車等を利用しての場合に、タクシー代やガソリン代の一部を助成することにより、社会での活動範囲を広め重度身体障害者等が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p>	町	

持続的発展 施策区分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	6 (8)過疎地域持続的発展特別事業	<p>インフルエンザ予防接種事業(65歳以上) 65歳以上の方を対象にインフルエンザワクチン接種に対する公費負担を実施し、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。</p> <p>福祉医療費助成事業(小・中学生分) 出生数が年々減少傾向にあり、人口減少の抑制を図るためにも、保健福祉の充実や新規移住者支援などによる住みやすく健康なまちづくりを進めていかなければならない。その施策の一つとして、小・中学生の医療費を助成することで、次世代を担う子どもたちが心身とも健やかに育つための環境づくり及び子育て世代の支援を行い、保健福祉の向上を図る。</p> <p>緊急通報装置設置事業(管理・保守) 主に65歳以上の独居世帯、高齢者ののみの世帯及び身体障害者ののみの世帯などを対象として、緊急通報装置を給付し、急病や災害などの緊急時に緊急通報を受けた管理委託会社から身内や近所の協力員などに連絡をとるなど迅速な対応を図り、当該高齢者等が安心して暮らせる環境を整備する。</p> <p>少子化対策事業 少子化に伴う子育て支援として、保護者の経済的負担を軽減するために、小学1年生の入学祝金や第三子からの学校給食費の補助を通じて将来にわたり安心して暮らすことのできる教育環境の実現を図る。</p> <p>高校生通学支援事業 少子化に伴う子育て支援として、高等学校等に通う子どもを持つ世帯の負担軽減を図るために、その通学支援を行い、子どもたちの健全育成を図る。</p>	町 町 町 町 町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援施設および保健・福祉施設について、本町の公共施設等総合管理計画においては、適切な現状維持を基本とするが、今後、老朽化及び利用状況の把握を行った上で維持管理手法を原則とするとの基本方針が定められている。そのため、本計画においてもこれらの方針に基づき、事業を実施していく。

## 7 医療の確保

### 医療の確保の方針

本町の医療施設は、病院4施設、診療所1施設、歯科診療所2施設と非常に恵まれており、その充実ぶりは本町の特徴ではあるが、高齢化とともに医療費や介護給付費は増加傾向となっている。また、すべての医療施設が市街地に集中しているため、山間地域は無医地区となっており、その対策として昭和45年から患者輸送車を運行、平成26年からは町民バスとして地区住民の通院等の利便性の向上に努めると併に、空白地域の解消を図り運行している。

保健福祉センターは、健康管理器具、トレーニング器具を備え、健康教育、健康相談、各種健診等の実施等疾病予防及び介護予防の拠点として活用している。

病気の早期発見・早期治療の必要性から、健(検)診の受診率の向上を目指し、特に壮年期からの特定健診(特定保健指導)や各種がん検診の受診勧奨を実施している。寝たきり及び認知症予防対策、元気高齢者支援として、あつたかふれあいセンター、コスモス荘を中心に生きがいデイサービス、ミニデイサービスや健康教育の充実を図るとともに「きたえん坊将軍・おいしん坊将軍(高齢者向け筋力トレーニング)」の普及促進を図る。

#### (1) 現況と問題点

医療技術の進歩や疾病予防対策などにより平均寿命が伸びている。一方、高齢化やストレスの増加、食生活や生活様式の変化により、生活習慣病や精神疾患などが増えている。さらに医療費をみても特に後期高齢者医療費が年々増加傾向にある。

本町の経年的な死亡状況の主要死因をみてみると、肺炎・気管支炎、心疾患、がんの3死因が多い。昭和40年代までは脳血管疾患が最も多かったが次第に減少し、それに変わって、心疾患、がんが上位を占めるようになっている。

以上の状況から、疾病的早期発見、早期治療のための各種健(検)診や健康に関する知識の普及啓発のための健康相談、健康教育を実施している。保健福祉センターでの総合健診は、受診率が低い40歳代、50歳代の方の疾病的早期発見・早期治療に結びつけるがん検診・特定健診の受診率を向上させる必要がある。また、健康相談や健康教育は、糖尿病や高血圧対策などに重点を置いた活動を更に推進していくことが重要である。

本町の医療施設の現状は、全国に類を見ないほど恵まれているが、精神科や小児の救急医療に対応する病院はなく、市街地に医療施設が集中している。

仁淀川上流域(佐川町・越知町・仁淀川町)の救急医療は、二次救急医療機関の5病院(高北病院、清和病院、北島病院、前田病院、山崎外科整形外科病院)が搬送患者に対応し、地域の安心を守っている。また、近年ヘリポートを整備し、ヘリコプターによる搬送ができるようになり、高度な医療技術を要するケースにも対応が可能となっている。

## (2) その対策

- a. 各医療機関の科目、救急医療、夜間診療等の把握を行い、より良い医療の確保を図るとともに町民バス等の公共交通による住民の医療の利便性向上に努めていく。
- b. これからも安心できる救急医療体制を維持するためには、本当に救急車を必要とする人が利用できるよう救急医療に関する啓発を推進していく。
- c. 救急患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、救急搬送に効果的なヘリポート(緊急離発着場)を有効活用し、県のドクターへリ・消防防災ヘリと連携して早期救命治療体制の充実を図る。
- d. 保健福祉センターで実施している総合健診(特定健診と各種がん検診)及び病院での個別健診とで受診率向上を図り、病気の早期発見につなげていく。

## 8 教育の振興

### 教育の振興の方針

学校教育については、児童生徒本位の教育体制づくりを検討し、町内外からの学校間交流を積極的に推進しながら国際感覚を養うための、国際交流にも力を注ぎ、また、ALTによる英語教育等、町の未来を担う人材育成を図る。

施設・設備については、緊急性のあるものから計画的に実施していく。

#### (1) 現況と問題点

##### ア 学校教育

公立幼、小、中学校の現状は、幼稚園1(越知幼稚園)、小学校1(越知小学校)、中学校1(越知中学校)となっており、平成24年4月に桐見川小学校、平成25年4月に野老山小学校、平成27年4月に片岡小学校、黒石小学校、明治中学校、平成28年3月に横畠小学校が閉校となった。児童生徒数及び教職員数は、表5-1のとおりで、人口減や少子化の進行で児童生徒数は減少傾向にある。

越知小学校と越知中学校ともに近年の急激な出生の減少から、今後はほとんどの学年が1学級となることが予想されている。

学校教育は、国の第3期教育振興基本計画及び「第2期高知県教育振興基本計画」を基に平成31年4月に「第2期越知町教育振興基本計画」を策定した。教育理念「越知を愛し世界にはばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成」に向けて教育委員会・学校・家庭・地域のそれぞれが責任と役割を果たし、学習支援、部活動支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援の充実や福祉部局とも連携強化し取り組んでいくとともに、保幼小中の連携もより深めることが地域教育力の向上に欠かせないものとなっている。

また、放課後や週末に学習やスポーツ文化活動等の支援を行い、子どもの健全育成に努める。

学校施設・設備の整備は、近年改築や耐震工事等を進めてきた。近い将来予想される南海トラフ地震対策を最重点課題として取り組んでおり平成7年度に越知小学校、平成19年度に越知中学校校舎、平成23年度に越知幼稚園、平成25年度に越知中学校屋内運動場の耐震対策工事が完了した。平成27年5月には越知町学校給食共同調理場が完成し、同年9月から越知幼稚園、越知小学校及び越知中学校に給食を提供している。今後は非構造部材の点検・対策や施設の老朽化に伴う施設の改修・長寿命化対策が喫緊の課題となるほか、過疎高齢化が進む中、閉校施設の有効活用も課題の一つとなっている。スクールバスにおいても平成16年度の2台購入から老朽化が目立ち、安全面の確保からも更新の必要がある。

設備の情報化に向けた取り組みとして、平成21年にICT事業により電子黒板等の導入を行い、その後もパソコン教室の整備タブレット型端末の導入も行った。令和元年になり国のGIGAスクール構想をうけ、令和2年度に校内通信ネットワーク整備とタブレット端末を一人一台児童生徒に配布、学級へのミラーリング用のプロジェクター等の整備、またインターネット環境の整備を行っているほか、令和2年度からはICT支援員を配備する等の学校での運用支援に取り組んでいる。今後も高度情報化社会に対応した教育の形を模索し、環境の整備を継続する。

##### イ 社会教育

社会教育は、生涯学習の取り組みを強化し住民の学習機会への参加を促進するとともに、関係団体と連携の下、豊かな人づくり・地域づくりに努めているが、近年は家庭教育や学習機会の提供が十分できていない

い状況である。

しかし、近年の家族や親子間での痛ましい事件や、児童の学力低下を考えると、子育て中の母親を対象とした教育への取り組みは緊急の課題である。そして、青年教育についても、親となる前の大切な時期に自らの生涯を主体的に考え学ぶ機会を提供することも自立した人間の育成に向けての緊急の課題となっている。これらを踏まえ更に家庭教育や学習機会の提供、充実を図ることが必要となっている。

文化の推進は、やすらぎのある豊かな生活環境づくりを目指し、町民会館を核とした文化活動を推進するとともに、公民館を中心に地域の活動を積極的に推進している。また、横倉山自然の森博物館の活用推進を図り、自然環境学習の拠点としての活動を推進している。

人権教育は、越知町人権教育研究協議会を中心とし、人権問題に対する取り組みの強化と差別のない社会の実現を目指して、適正かつ効果的な教育の推進に努めている。

青少年の非行やいじめ問題に関しては、少年育成センターを中心として、巡回パトロールを強化し、各関係機関と連携を密にとりながら、地域ぐるみの組織活動の推進を図り青少年の健全育成に努めている。

スポーツの振興は、町民総合運動場、屋内多目的運動広場の活用及び、学校体育施設の夜間開放事業を積極的に図り、住民総スポーツの普及発展のために、総合型地域スポーツクラブ「おちスポーツクラブ」の更なる充実を図る。

これらの諸施策の推進に当たっては、教育関係者の積極的な取り組みはもとより住民各層の理解と協力が必要となるため、人づくりに全力を傾注し人材確保に努めることが今後の課題である。

本町では、四国アイランドリーグ plus の公式球団である高知ファイティングドッグスと平成21年12月にホームタウン協定を結んだ。この招致はスポーツチームと中山間地域の新しい共生関係を構築し、越知町・高吾北地域の活性化を図るものであり、ホームタウンとしての練習環境の整備や練習試合に対応するため、町民総合運動場の施設整備と老朽箇所等の改修工事等を行っている。近年は学校と連携し、スポーツを通じた児童生徒の基礎体力向目的とした取り組みを行っている。

その他の社会教育施設においても学校教育等関連施設同様に、非構造部材の点検及び対策や施設の老朽化に伴う修繕が必要となるほか、社会ニーズに沿った事業の見直しによる、施設の用途変更・改修を進めていく。研修等に使用するバスについても平成8年度の購入から老朽化が目立ち安全面の確保からも更新の必要がある。

## (2) その対策

### ア 学校教育

今後も更に少子化の影響により児童数の減少が続くことが予想され、学校教育及び行事の実施にも影響が出てくることが想定される。そこで、保幼小中連携やより質の高い保育・教育の推進に向けて教育委員会・学校・家庭・地域との連携を強め、さらなる地域の教育力の向上に取り組む必要がある。

家庭教育では、児童の家庭学習の取り組みの強化を図るとともに、家庭における教育力の向上に努める。また、第3期高知県教育振興基本計画の「6つの基本方針」と「2つの横断的取組」を基に越知町教育振興基本計画の見直しを図りつつ、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもたちの育成の実現に取り組み、学習支援員や部活動支援員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育活動の充実を図るほか、多様な子どもたちの社会的自立に向けた教育の充実を図るために、就学前からの保育・教育の質の向上や親育ちの支援に関する研修や、専門支援員の設置、また乳幼児期からの教育の連続と各機関の連携を推進する。

デジタル技術を活用した学校の新しい学習スタイルの構築への取り組みに対しては、これまでの整備を学校内・外での活用についても専門的知識を持った人員の配置などソフト・ハードの両面のプラシュアップ

を図り、児童・生徒の学びと教職員を支える環境整備を推進していく必要がある。

学校施設においては、非構造部材の点検・対策や施設の老朽化に伴う施設の改修・長寿命化対策を行うほか、空き学校施設や閉校施設の有効活用を推進する。またスクールバスにおいては使用期間20年を目途に買い替えを検討し、通学の安全を確保する。

#### イ 社会教育

多様なニーズに応える生涯学習づくりを推進するため、推進体制の整備、学習機会の充実、ボランティア活動の推進から、生涯学習社会づくりの取り組みを充実するとともに、「本の森図書館」による読書環境並びに図書の充実を図り、子ども読書活動の推進に取り組む。また、それぞれの年齢に応じた学級・講座等の開設を行うための地域活動の充実及び、社会教育関係者の資質の向上に努める。また、公民館活動では、地域の活性化に向け、社会教育の充実に向けた取り組みを強化する。

生涯学習スポーツは、住民の健康づくりの位置づけを強化し、全ての住民が参加できる総合型地域スポーツクラブを核とした、今まで以上のスポーツ、レクリエーションの振興を図る。また、施設整備においては、優先順位をつけて老朽箇所の修繕工事などを実施していく。研修等に使用するバスについても安全面の確保から買い替えを検討する。

表5-1

学校の状況〔各年度5月1日現在 学校基本調査〕

年		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
越知小学校	教員	22	22	21	21	21	20	22	24	22	22	20	22	21	22	19	19
	児童	413	386	353	335	325	319	307	298	303	309	308	287	294	274	276	274
越知中学校	教員	16	14	18	17	16	16	17	19	17	16	17	17	20	21	19	17
	生徒	212	209	232	221	207	183	187	182	166	152	138	164	168	170	145	134
越知幼稚園	教諭	4	4	5	4	4	5	6	6	8	8	7	7	7	7	7	6
	児童	50	47	30	29	36	41	43	40	46	50	50	56	57	55	54	44

年		23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
越知小学校	教員	19	18	20	22	19	21	19	16	16	16
	児童	253	242	228	230	226	213	226	210	192	190
越知中学校	教員	16	17	18	20	15	14	15	13	14	13
	生徒	131	127	138	126	126	114	126	97	95	92
越知幼稚園	教諭	7	7	6	6	7	8	7	10	5	6
	児童	36	33	38	46	54	46	54	23	19	18

(3)計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート	越知小・中学校スクールバス購入	町	
	(3)集会施設・体育施設等 体育施設	越知町テニスコートフェンス撤去工事 昭和57年完成から経年劣化した防球フェンスの撤去を行い、安全と周辺環境への配慮を図るとともに、用途変更等新たな活用への検討を進める。	町	
	その他	研修用バス購入	町	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業	中学生国際交流事業 本町では「越知を愛し世界に羽ばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもの育成」を教育理念とし子ども達の教育環境の維持・向上を図っている。 当事業は越知中学校の生徒が国際交流を実施することで①自分が日本人であるということへの気づき②国家・日本人とは何か考える③物怖じしない大人への成長④世界共通語は英語であることを知り、英語を教科の一つではなく必要な言葉であることを実感する。これらを目的とし、今後の国際社会に対応できる人材の育成を図る。  家庭教育・高齢者研修事業 本町では「生涯にわたり、学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力を持った人間の育成」を生涯学習の理念とし、子どもから大人までそれぞれの年齢に応じた学級・講座等の開設を行い、地域活動の充実及び、社会教育関係者の資質の向上に努めることが求められている。当事業は積極的に学習活動に参加しやすい環境整備を推進するため、実践研究を先進的にしてこられた方などを講師に招き、学習機会の提供・充実を図る。	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

学校施設等について、本町の公共施設等総合管理計画においては、適切な現状維持を基本とするが、今後、老朽化及び利用状況の把握を行った上で維持管理手法を原則とするとの基本方針が定められている。そのため、本計画においてもこれらの方針に基づき、事業を実施していく。

## 9 集落の整備

### 集落の整備の方針

過疎化の進行によって、集落のもつ社会的な諸機能と活力が低下してきている実態に対処するため、集落相互間の道路網の整備を推進するとともに、住民の日常生活に密着した集会所や生活道の各種公共施設、生活環境施設、生産関連施設等の整備拡充に努め、集落機能の維持を図る。

本町は、7地区63集落で構成されており、令和3年3月31日現在、高齢者(65歳以上)の占める人口割合が50%を超える集落が40集落あり、うち70%を超える集落も19集落と、高齢者比率が高い集落が多くなっており、集落維持の面でも問題が生じているため、高齢化に対応した集落整備を進めなければならない。

#### (1) 現況と問題点

本町の集落形態の特徴は、越知市街地のような高密度市街地と、その他の地域の分散的集落に、極端に分かれていることである。その結果、越知市街地では密集による弊害が、その他の地域では地理的条件と分散ゆえの諸問題が顕在化してきている。

越知地区を除く地区の集落の特徴的な事項は、第1に平野部が非常に少なく、各集落が山地に位置していることであり、第2には、過疎・高齢化が相当に進んでいることである。

地区的に高齢化が最も進んでいるのは南国地区で、高齢者人口比率は80. 43%、(令和3年3月31日現在以下同じ)、地区内集落では表6-1のとおり100%のところが4集落ある。続いて明治地区の62. 84%、大桐地区の59. 51%となっており、集落別でみると高齢者比率が50%を超える集落が40集落あり、高齢化集落が更に増えてきている。

その原因は、昭和40年代から50年代にかけて、集落から若者が出て行き過疎化が大幅に進行していく、その後、集落に残った人たちの高齢化が進んでいることである。このことは、生活する上で大きな障害となり、集落維持機能の低下につながるとともに、新たな過疎化が進行することになった。65歳以上の者が半数を超える集落は、山間集落に多く、学校・役場などの公共施設、医療施設、購買施設などが遠くにあるため、高齢化により、自家用車を運転することができず、通えない人が増加している。また、水源管理や道路の草刈り、神祭等の地域行事が困難になっている。

山間集落における問題については、野老山地区、大桐地区、横畠西部地区の3地区には、集落支援員を配置し、集落の課題やニーズに応じたサポートを行っている。

また、横畠西部地区で「集落活動センター」を整備し、生まれ育った集落への愛着や誇りを持ち、今後も住み続けたいという住民の思いを実現し、集落の維持と活性化を図るために、結びつきの強い各集落との連携等により、それぞれの地域が抱える課題や、住民ニーズに応じて、総合的に地域ぐるみで取り組んでいる。

この「集落活動センター」のような取り組みを各地区でも取り入れ、集落の維持と活性化を図る必要がある。

集落整備では、これまでに道路整備、集会所の整備などを中心に行ってきたが、未整備の箇所や老朽化が見られるため、早期に整備を進めるとともに、今後は全体に集落の高齢化に配慮した、きめ細かな整備の推進とまちづくりの各分野の対策を系統的に行う必要がある。

#### (2) その対策

集落内の生活道や水源地の管理や高齢者に対する行政サービスを受けやすい環境を整備するなど、高齢者の住みやすい環境を整えるとともに、若者も将来住みたいと思うような個性あふれる地域づくりを推進する。

生まれ育った集落への愛着や誇りを持ち今後も住み続けたいという住民の思いを実現し、集落の維持と活性化を図るため、結びつきの強い各集落との連携等により、それぞれの地域が抱える課題や住民ニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む「集落活動センター」の取り組みを推進する。

若年層の転出等により地域を支える人材が不足していることから、都会などからの外部人材の活用が重要である。地域おこし協力隊や集落支援員制度の活用、また大学や高校など地域協働を掲げる学校との連携等により、地域課題の解決に取り組み、地域活動が継続できる仕組みを構築する。

また、外部人材を活用することにより、関係人口を増加させ、積極的に地域内外に関わらず、人と人が助け合い支え合いながら、地域の課題に向き合い、持続可能な地域を目指す。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集 落 の 整 備	(1)過疎地域集落再編整備  (2)過疎地域持続的発展特別事業	<p>野老山地区集落活動センター改修事業</p> <p>地域住民が主体となり、地域外からの人材も受け入れながら旧小学校を拠点に地域の課題やニーズに応じて生活、福祉、産業、防災などの様々な活動に取り組める場所(集落活動センター)を作ることを予定している。集落活動センターを作ることにより、集落の維持の一助になることが期待される。</p> <p>家賃低廉化事業</p> <p>高知県住宅供給公社が町内で供給する特優賃住宅の家賃を、本町と高知県住宅供給公社が締結している「特優賃住宅の家賃等に関する契約書」に基づき家賃を減額し、生活の安定と福祉の増進、住民の定住・定着を図る。</p> <p>生活環境改善支援事業</p> <p>高齢化等により適切に管理されていない立木等が年々増え、住居を覆うなど生活に支障をきたす事態が多数発生している。こうした生活の支障となっている山林や生垣などの除去に対し、地域自らが行う活動を支援する。</p>	町 町 町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

集会所等の集落施設について、本町の公共施設等総合管理計画においては、適切な現状維持を基本とするが、今後、老朽化及び利用状況の把握を行った上で維持管理手法を原則とするとの基本方針が定められている。そのため、本計画においてもこれらの方針に基づき、事業を実施していく。

表6-1

世帯数・人口・高齢者比率の状況

(住民基本台帳:令和3年3月末現在)

世帯数の少ない集落			人口の少ない集落			高齢者比率の高い集落		
	集落名	世帯数		集落名	人口		集落名	比率%
1	小日浦	2	1	南ノ川2区	3	1	佐之国	100.00
2	14区	3	1	小日浦	3	1	南ノ川2区	100.00
2	南ノ川2区	3	3	14区	4	1	小日浦	100.00
4	南ノ川1区	4	4	南ノ川1区	5	1	堂林	100.00
5	16区1	5	5	佐之国	6	5	稻村	92.86
5	18区2	5	6	16区1	8	6	日ノ浦	90.91
5	佐之国	5	7	18区2	9	7	薬師堂	83.33
8	堂林	6	7	堂林	9	8	17区2	82.61
8	小浜	6	7	京仲	9	9	南ノ川1区	80.00
8	京仲	6	10	大平	11	9	柚ノ木	80.00
11	清助	7	11	薬師堂	12	11	桐見川1区	77.78
11	宮地上	7	11	清助	12	12	袖野	76.19
13	大平	8	13	稻村	14	13	14区	75.00
13	薬師堂	8	14	15区1	15	13	16区1	75.00
13	筏津	8	14	筏津	15	13	桐見川2区	75.00
16	稻村	9	16	桐見川3区	16	13	桐見川3区	75.00
16	南片岡	9	16	南片岡	16	13	清助	75.00
18	15区1	10	18	宮地上	17	18	谷ノ内	74.51
19	山室	11	19	桐見川1区	18	19	宮ヶ奈路	70.83
19	桐見川1区	11	20	山室	20	20	15区1	66.67
19	桐見川3区	11	20	小浜	20	20	筏津	66.67
19	栗ノ木	11	20	柚ノ木	20	20	京仲	66.67
19	黒瀬	11	23	15区2	21	20	片岡	66.67
24	日ノ浦	12	23	袖野	21	24	桑藪	64.71
25	15区2	13	25	日ノ浦	22	25	大平	63.64
25	梅ノ森	13	26	17区2	23	26	南片岡	62.50
25	柚ノ木	13	26	栗ノ木	23	27	15区2	61.90
28	16区2	14	28	宮ヶ奈路	24	28	山室	60.00
28	17区1	14	28	宮地下	24	29	後山	58.97
28	17区2	14	30	18区1	25	30	13区	58.67
28	18区1	14	31	黒瀬	26	31	宮地下	54.17
28	袖野	14	32	16区2	28	32	本村	53.27
28	宮ヶ奈路	14	32	17区1	28	33	鎌井田	53.13
28	浅尾	14	34	堂岡	30	34	宮地上	52.94
28	宮地下	14	35	桐見川2区	32	35	8区	51.50

# 10 地域文化の振興等

## 地域文化の振興等の方針

町のシンボルである横倉山がもつ、地質・植物・歴史といった観光資源を核として、地域特性を活かした文化の振興を図る。観光の核となるコスモスづくりを通じてコミュニティ活動を促進し、他市町村との交流拡大を図り、人材の育成や生活・文化水準の向上に努める。

### (1) 現況と問題点

本町は、安徳天皇陵墓参考地や平家伝説など歴史ロマンに満ちており、仁淀川を利用した舟運の賑わい地であったことや、桐見川奥の棚田、横畠山腹畑作、沈下橋など、古くからの生活文化の形が残っている。その他、各集落に伝わる祭りなど、存続の危機にあるものの歴史文化も残されている。今後は、こうした歴史文化資源の保全が課題となる。

また、町のシンボルである清流仁淀川や横倉山、コスモスという地域資源を最大限に活かし、個性あるまちづくりを進めるとともに、他市町村、海外との交流を図り、異文化との出会いの中で、新しい発想を地域に活かし地域文化の振興につながるよう努める。

### (2) その対策

横倉山自然の森博物館を核とし、自然環境の中で学習できる機会を設け、住民が地元を再認識するとともに、誇りが持てるような地域づくりを進め、自然と共生する生き方についても理解を深めていく。

コスモスマツリは住民主導の地域おこしであり、今後も魅力ある地域の文化として発展させていくためにも、交流の場や機会の創出に努めるとともに、新たな取り組みも創造していく。また、文化推進協議会を中心に、住民自らが地域文化の主役となるような取り組みに努める。

施設や設備については、老朽化している横倉山自然の森博物館の修繕および改修、常設展示等のリニューアルを実施し、その魅力と利便性の向上を図るとともに、アウトドア施設等と連携し、本町の観光資源である横倉山や清流仁淀川を活かした観光振興を推進することで相乗効果を図り、更なる交流人口の拡大を目指す。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	横倉山自然の森博物館展示室改良工事  横倉山自然の森博物館は本町の観光資源である横倉山の登り口に位置し、スノーピーク施設利用客への入館割引や、ラフティングツアーや参加者への仁淀川周辺の生物情報提供等により、仁淀川周辺の自然に見識を深めてもらうことに貢献している。 一方、築23年経過し施設の老朽化が進んでいることから、修繕、改修、改良工事を行い魅力の向上及び長寿命化を図り、引き続きアウトドア施設との連携による相乗効果により、これまで以上に交流人口拡大に力を入れる。	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

横倉山自然の森博物館などの地域文化に関する施設について、本町の公共施設等総合管理計画においては、適切な現状維持を基本とするが、今後、老朽化及び利用状況の把握を行った上で維持管理手法を原則とするとの基本方針が定められている。そのため、本計画においてもこれらの方針に基づき、事業を実施していく。

## 11 再生可能エネルギーの利用の推進

### 再生可能エネルギーの利用の方針

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を生かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指す。

#### (1) 現況と問題点

本町は5つの公共施設に太陽光発電の再生可能エネルギーの導入することにより、地球温暖化対策に努めている。また、豊かな森林資源を生かした県産材の利用促進や、公用車への電気自動車やハイブリット車の導入など、脱炭素化を図っている。しかしながら、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの検討や、再生可能エネルギーを利用した地域新電力の立ち上げまでには至っておらず、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現においては、十分な対策を実施できていない状況である。

また、国連サミットで採択された長期的な開発目標(SDGs)に基づき、国において、令和元年に「SDGs実施指針」の改定及び「SDGsアクションプラン2020」が策定されたことにより、本町においても、持続可能な世界を実現するために国際的な取り組みが必要である。

## (2) その対策

地域温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現のために、引き続き太陽光発電の再生可能エネルギーの利用や、県産材の利用促進を実施していく。また、太陽光発電以外の再生可能エネルギーや、再生可能エネルギーを利用した地域新電力の立ち上げ等の対策についても検討していく。

また、SDGsを意識した取り組みの促進を行い、持続可能な社会の実現に向け、普及啓発やセミナーの参加等により、事業者や住民の意識醸成を図る。

# 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

「コスモスマつり」等のイベントによる地域おこし、コミュニティづくり等を通じた住民参加のまちづくりを目指す。

広域行政の推進については、効果的な行政を行うため高吾北広域町村事務組合を中心に広域行政を推進し、各種共同事務を行っているところであるが、過疎地域の持続的発展を図るためにには、一層連携を密にした取り組みが必要である。

## (1) 現況と問題点

まちづくりは、住民が自らの地域を自らの力で良くしていこうと主体的に考え、行動し、住民と行政が力を合わせて進めるときに大きく前進するということが、各地の事例や本町における「コスモスマつり」や「によどかあにばる」など各種の取り組みの経験によって明らかになってきている。

最近では個人や家族、集落や地域でのまちづくり活動が活発化してきており、自然環境の保全や花づくりが住民主体で行われるようになっている。

まちづくりは基本的には住民による事業であり、これからまちづくりは住民の創意とエネルギーにより進めていくことが重要である。そのために、行政はまちづくりに関する情報の提供を積極的に行い、まちづくりへの意識の高揚を図るとともに、住民の意見を聞く機会や懇談会など、まちづくりへの参加機会を創り出し、制度面でもこれらを拡充していくことが課題である。

## (2) その対策

住民の創意とエネルギーを主体としたまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報の提供や参加機会の拡充を積極的に行う。また、自主的な地域づくりを積極的に行っている団体や個人に対して支援制度などの整備を行う。

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

## 過疎地域持続的発展特別事業分

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住支援促進事業 定住人口の増加に向け、移住者の受け入れを促進するため、移住専門相談員を設置し、空家調査・情報発信等を行い、移住促進を図る	町	
		民間賃貸住宅家賃助成事業 転入した者が民間の賃貸住宅に入居した際の引越費用や賃貸費用の一部を補助することで移住者の財政的な支援を行うことで移住の促進を図る	町	
		住宅リフォーム事業 移住・定住を目的として所有者が行う住宅リフォーム工事に対し補助を行うことで定住人口の維持を図る	町	
		木造住宅耐震リフォーム事業 移住・定住を目的として所有者が耐震工事と併せて行うリフォーム工事に対し補助を行うことで定住人口の維持を図る	町	
		空き家バンクに登録されてる空き家を購入もしくは賃貸した場合にその空き家を改修をする費用の一部を補助することで移住・定住の促進につなげる	町	
2. 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	イルミネーション事業 商店会の「ニューシティ33」が冬に実施するイルミネーション事業の運営費を補助し「観光物産館おち駅」にも飾付けを行うことで、事業を拡大し、商店街の活性化及びイメージアップを図り、実施を通じて交流人口の拡大や観光振興を図り、過疎地域の活性化を図る	商店会	イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶ
		観光イベント補助事業 観光協会が実施するコスモスマつりに、よどかあにばる等への運営費補助の実施を通じて交流人口の拡大や観光振興を図り、過疎地域の活性化を図る	観光協会	イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶ
		稚鮎放流事業 稚鮎を放流することで、訪れる釣り人をはじめとする多くの人々に清流仁淀川を実感してもらい、口コミやSNSなどを媒体として更なる観光客の誘致を図る	町	イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶ
		中心市街地活性化事業 キャンプフィールド利用者などに町内の周遊を促し、町内活性化を図る。町内店舗で買い物をしてもらうスタンプを集め(スタンプラリー)、特典商品と交換できることを周知し、キャンプ場から町内の中心地に経済波及を起こす	町	
		キャンプイベント開催事業 町民がアウトドアの本当の楽しさを体験し、越知町の観光資源である仁淀川やキャンプ場について関心を持つと共に、キャンプ場利用者を迎える機運を高めることを目的とする	町	イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶ
		PR番組等制作放送事業 越知町の認知度の向上をはかり、観光客増加に繋ぐことを目的とし、観光の振興のため、観光資源情報の発信の強化を行い、町の魅力発信から経済的波及効果増加をねらう 高知ファイティングドッグスの選手の帽子及び球場の横断幕・インタビューボード等に町名を載せホームタウンをアピールすることで、県内外の試合観戦者に越知町をPRし、町の交流人口の増加とそれによる観光産業の振興を図る	町	
		高知ファイティングドッグス・ホームタウン越知町活性化事業 越知町をホームタウンとするプロ野球球団による地域振興を目的とした、公式戦の開催及びプロスポーツ選手によるスポーツ教室等のイベントを実施し、スポーツ観光等の交流人口の増加を図る	町	イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶ
		越知町観光振興事業 越知町の認知度の向上をはかり、観光客増加に繋ぐことを目的とし、観光の振興のため、観光大使の活用や委託事業により交流イベント実施や観光資源情報の発信の強化を行い、町の魅力発信から経済的波及効果をねらう	町	
		かわの駅、キャンプ場(宮の前、日ノ瀬)運営事業 滞在型観光における弱みである宿泊機能を強化するため、仁淀川や横倉山の魅力を感じてもらう滞在スペースを有する観光拠点施設を整備することで開放的な空間で滞在できる環境を滞在者に提供する キャンプ場である「おち仁淀川キャンプフィールド」と、観光拠点施設である「かわの駅おち」は株式会社スノーピークが管理・運営(指定管理者制度)し、全国的なブランド力を活かして、キャンプ場運営だけではなく、カヌーやラフティングツアーの開催、流域の特産品の販売も行い、集客や知名度の向上を目指す	町	

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

## 過疎地域持続的発展特別事業分

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	本町の施設である町道や農道、林道、集落道及び水路の未整備部分を地元の住民自ら舗装改良、維持補修整備等の協働活動を通じて地域の連携と住民の生活環境整備や産業振興を図る 原材料支給事業	町	
5. 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	下水道事業地方公営企業法適応業務	現行の全ての地方公営企業について、総務省により令和5年度までに公営企業会計の適用が要請されており、越知町下水道事業についても地方公営企業法の適用を受けようとするもの	町
		町営住宅解体事業	現在老朽化に伴い、政策空き家として管理している公営住宅が存在している。しかしながら、今後自然災害被害等も想定され現状のままで非常に危険な状態である。そのため、今回除却という形で危険な状態を除くと同時に土地の有効活用を図りたい。	町
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	あつたかふれあいセンター事業	集う…サロン、ミニディ、放課後の子供の居場所など、誰もが自由に日中過ごせる事業 預ける…高齢者、幼児、小学生及び子育て中の親の集う機会を設け、必要に応じて一時預かりを実施する 訪ねる…見守り訪問により、災害時要配慮者の実態把握に努める 交わる…利用者と子どもたちとの交流の場を設け、高齢者の生きがいづくり、子どもの学習の場としての活用を図り、過疎地域の自立促進を図る	町
		外出支援サービス事業(要介護者・身体障害者)	65歳以上の要介護4・5に判定された高齢者、及び車いす使用者等の重度身体障害者で一般的な交通機関を利用することが困難な者及びその介護者に、移動手段として車いす使用者等が利用できるリフト付き乗用車等を運行する	町
		福祉ガソリン・タクシーチケット事業	重度身体障害、重度知的障害または重度精神障害(児)者が、バス等の公共交通機関を利用する事が困難なため、通院、会合その他社会的活動にハイヤー、タクシーを利用する場合や、通院、通勤、会合その他の社会的活動に自家用車等を利用する場合に、タクシー代やガソリン代の一部を助成することにより、社会での活動範囲を広め重度身体障害者等が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る	町
		インフルエンザ予防接種事業(65歳以上)	65歳以上の方を対象にインフルエンザワクチン接種に対する公費負担を実施し、将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る	町
		福祉医療費助成事業(小・中学生分)	出生数が年々減少傾向にあり、人口減少の抑制を図るためにも、保健福祉の充実や新規移住者支援などによる住みやすく健康なまちづくりを進めいかなければならぬ。その施策の一つとして、小、中学生の医療費を助成することで、次世代を担う子どもたちが心身とも健やかに育つための環境づくり及び子育て世代の支援を行い、保健福祉の向上を図る	町
		緊急通報装置設置事業(管理・保守)	主に65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及び身体障害者のみの世帯などを対象として、緊急通報装置を給付し、急病や災害などの緊急時に緊急通報を受けた管理委託会社から身内や近所の協力員などに連絡をとるなど迅速な対応を図り、当該高齢者等が安心して暮らせる環境を整備する	町
		少子化対策事業	少子化に伴う子育て支援として、保護者の経済的負担を軽減するために、小学1年生の入学祝金や第三子からの学校給食費の補助を通じて将来にわたり安心して暮らすことのできる教育環境の実現を図る	町
		高校生通学支援事業	少子化に伴う子育て支援として、高等学校等に通う子どもを持つ世帯の負担軽減を図るため、その通学支援を行い、子どもたちの健全育成を図る	町
			子育ての障害となつている経済的な負担を軽減することにより、過疎地域においても安心して子育てできる基盤を整備する事業であり、過疎地域の持続的発展に資するものである	

## 事業計画（令和3年度～令和7年度）

## 過疎地域持続的発展特別事業分

施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	中学生国際交流事業  越知町では「越知を愛し世界に羽ばたく、心豊かでたくましく創造性に満ちた子どもの育成」を教育理念とし子ども達の教育環境の維持・向上を図っている。当事業は越知中学校の生徒が国際交流を実施することで①自分が日本人であることへの気づき②国家・日本人とは何かを考える③物怖じしない大人への成長④世界共通語は英語であることを知り、英語を教科の一つではなく必要な言葉であることを実感する。これらを目的とし、今後の国際社会に対応できる人材の育成を図る	町	
		家庭教育・高齢者研修事業  越知町では「生涯にわたり、学ぶ目的や意義を自覚し、自ら学ぶ力を持った人間の育成」を生涯学習の理念とし、子どもから大人までそれぞれの年齢に応じた学級・講座等の開設を行い、地域活動の充実及び、社会教育関係者の資質の向上に努めることが求められている。当事業は積極的に学習活動に参加しやすい環境整備を推進するため、実践研究を先進的にしてこられた方などを講師に招き、学習機会の提供・充実を図る		
9. 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	家賃低廉化事業  高知県住宅供給公社が越知町内で供給する特優賃住宅の家賃を、越知町と高知県住宅供給公社が締結している「特優賃住宅の家賃等に関する契約書」に基づき家賃を減額し、生活の安定と福祉の増進、住民の定住・定着を図る	町	
		生活環境改善支援事業  山林の所有者が高齢や身体の障害などにより適切に管理されておらず、住居を覆うなど生活に支障をきたす事態が多数発生している。こうした生活の支障となっている山林や生垣などを除去する費用を補助し、地域の支援を図る		